

熊取町立総合体育館等指定管理者参考資料
(業務委託仕様書一覧)
(備品一覧)

熊取町立総合体育館

熊取町立町民グラウンド

熊取町立町民グラウンド内にあるテニスコート

目 次

熊取町立総合体育館指導管理業務委託仕様書	1
熊取町立総合体育館自家用電気工作物保安管理業務仕様書	5
熊取町立総合体育館自動扉保守点検業務仕様書	9
熊取町立総合体育館周辺草刈等業務仕様書	10
熊取町立総合体育館消防用設備保守点検業務仕様書	11
熊取町立総合体育館エレベーター保守点検業務仕様書	14
熊取町立総合体育館空調設備等保守点検業務仕様書	17
熊取町立総合体育館衛生設備保守点検業務仕様書	40
熊取町立総合体育館清掃業務仕様書	47
熊取町立総合体育館トレーニングシステム保守点検業務仕様書	50
熊取町立総合体育館温水プール設備保守点検業務仕様書	52
熊取町立総合体育館中央監視制御システム保守点検業務仕様書	60
熊取町立総合体育館警備業務委託仕様書	63
熊取町立総合体育館トレーニングシステム用サーバ等保守点検業務仕様書	68
熊取町立総合体育館防火設備定期点検業務仕様書	69
熊取町立総合体育館備品一覧	74
熊取町立町民グラウンド・テニスコート備品一覧	81
熊取町立総合体育館室内プール無料開放業務等委託仕様書	82
熊取町立小学校水泳指導等業務委託仕様書	84
熊取町立総合体育館吊物装置保守点検業務仕様書	87

熊取町立総合体育館指導管理業務委託仕様書

この仕様書は、熊取町立総合体育館（以下「甲」という。）のトレーニング室、プール、アリーナにおける「指導管理業務」及び各種教室の指導を行う「活用業務」の委託に適用する。

1. 目的

本業務は、甲のトレーニング室・プール・アリーナの各施設を合理的かつ機能的に活用及び維持管理し、利用者への適切な指導、監視を行うことと、スポーツ教室の実施と体力測定会等の各種イベントの実施や啓発により当施設の活性化を図ることを目的とする。

2. 履行場所

- (1) 熊取町立総合体育館（泉南郡熊取町久保五丁目3番1号）
- (2) 熊取町内（上記（1）の利用活性化を図るために行うイベント会場）

3. 管理体制

指導員の正社員数及び資格について、この仕様書に記載以外のものは問わないこととするが、管理体制の実施にあたっては、施設利用者への安全を十分図るための方策及び利用者への懇切丁寧な対応を確保するための方策を講じること。

(1) 配置要員

職 種	主 たる 職 務 内 容
主 任 1 名 (正社員に限る)	トレーニング室・プール・アリーナの指導管理業務・活用業務の全てを統括する。社員及び指導補助員の指導教育と人員配置を決定。甲の実施する指導プログラムの企画・立案に対し助言を行う。教室募集案内・しおり・掲示物作成。イベントの提案
副主任 1 名 (正社員に限る)	主任を補佐。特に正社員及び指導補助員の勤務状態を把握し、教育を行う。各エリアにおける安全点検を実施するとともに機器の維持管理や環境美化の責任者
指導員	トレーニング室・プール・アリーナの指導管理業務及び活用業務を行う。ただし、一部の活用業務についてのみ外部補助員が担当することも認める。（正社員とは別途に確保すること）
プール監視補助員及びトレーニング室指導補助員	プールでの監視・水質管理・清掃業務・更衣室の巡回点検等と教室や無料開放の際の受付業務 トレーニング室における指導管理補助や受付の補助

※前記〔3－（1）〕の勤務時間内における時差出勤については甲と協議のうえ、決定すること。

(2) 勤務時間

開館時間は午前9時00分～午後9時00分とし、準備・後片付けに対応した時間を勤務時間とする。

(3) 人員配置及び資格要件

- ア. 主任、副主任各1名の正社員を配置させること。主任、副主任は指導者としてふさわしい資質を有し、配置要員の掌握をできる人物とする。また、当施設に導入されている機器を円滑に操作し日常の点検はもとより、不備発生時においても、臨機応変の対応ができる熟練者とする。
- イ. 主任、副主任の責に就く者は、正社員として常駐の指導経験を有する者を配置すること。
- ウ. 主任、副主任を除く指導員は、各種体操・エアロビクス・レクリエーション・健康指導等の指導経験を有する者の配置に努めること。
- エ. プール及びアリーナにおける一部の活用業務については、資格等を有した外部講師を認める場合がある。
- オ. スイミング教室のイルカ〔障がい者・児対象〕コースの指導は、パラスポーツ指導員などの有資格者を配置すること。
- カ. プール利用者の安全を守るため、2名以上の監視員を常駐させること。また、その監視員は、消防署における普通救命講習を受講している者、日本赤十字社における救急法救助員、水上安全法救助員もしくは、これらと同等以上の資格を有する者を配置すること。
- キ. 業務に従事する配置要員の履歴書を契約締結時に提出すること。配置要員の異動がある場合は事前に甲と協議すること。なお、履歴書には所持資格と指導経験年数及び指導経験施設名と指導経験種目等の内容も記載すること。
- ク. 正社員の確認ができる書類として、健康保険被保険者証等の写しを契約締結時に甲に提出すること。
- ケ. プール監視業務については、最低2名の要員を配置すること。トレーニング室については、指導員1名及び補助員1名を配置すること。ただし、活用業務の実施時間帯により指導員の配置が困難な場合は、甲と協議のうえ、補助員2名とすることができる。
- コ. トレーニング講習会の実施時には、利用者の状況を把握し、臨機応変に増員の対応ができるよう準備すること。

4. 業務内容

(1) 指導管理業務

A プール管理

- ア. 利用者の誘導、整理及び安全確保のための監視。
- イ. 事故者の救護措置。
- ウ. 遺失物の拾得等。
- エ. 緊急連絡、注意事項等の場内放送と注意喚起物の掲示。
- オ. 利用者数の把握及び事務所との連絡。
- カ. 始業、終業点検。（寒冷期のプールシート対応含む）
- キ. 準備運動の指導。
- ク. 付属備品の貸出と使用方法の指導。（貸出、収納チェック及び取付指導）
- ケ. コースロープ及びプールフロアの準備と撤去。
- コ. 安全管理を最優先とする人員配置。

- サ. イベント企画及び運営について甲への助言と協力。
- シ. 大会開催時の準備と撤収。
- ス. 毎日の業務日誌の作成。

B 水質管理

- ア. 水温、気温、水質変化を把握し薬剤投入、水補給等の適切な対応と管理日誌への記載と報告。保健所への提出用の水の採取。（1回／月）
- イ. プール内の浮遊物撤去。ヘアーキャッチャーの定期的な清掃。

C 清掃及び更衣室巡回

- ア. 開放終了後、館備え付けのプールロボットやポリッシャーを使用し、プール内とプールサイド周辺（シャワー室、足洗い場、採暖室、更衣室）等の清掃。
- イ. 開館時の更衣室、シャワー室の巡回点検。
- ウ. 閉館時の更衣室フロアマットの移動とロッカー内の忘れ物等のチェック。

D トレーニング室使用指導

- ア. 始業、終業点検。
- イ. 利用者誘導、整理、安全確保。
- ウ. 初回利用者向けのトレーニング講習会の定期的実施。体力測定等ヘルスチェックの実施。
- エ. 個人別トレーニングメニューの作成（コンピューター使用）と利用者への適切なアドバイス。
- オ. 日常型スポーツから競技スポーツまでのレベルに対応できる指導。
- カ. 準備運動、整理運動の指導。
- キ. スポーツ、健康に関する相談への対応や健康情報の提供。
- ク. トレーニング機器及び体力測定機器の保守点検。（日常メンテナンス）
- ケ. 利用者のデータ管理。
- コ. 利用者の集計（時間別、日別、曜日別、年齢男女別等）及び報告。
- サ. 事故者の救護措置と状況報告。
- シ. 毎日の業務日誌作成。
- ス. イベント企画及び運営について甲への助言と協力。

E スポーツイベントへの協力（日程、人数については委託者と協議）

- ア. 各種スポーツイベントへの人員派遣。
- イ. 地域における体力測定会への人員派遣とデータ処理。

（2）活用業務

- ①スポーツ教室募集案内広報の作成。（年間3回）
- ②スポーツ教室受講前のアンケートの作成と分析及びアフターフォロー。
- ③教室利用登録証と新規受講案内及び継続案内しおりの作成。
- ④スポーツ教室指導業務。

※これまでの各教室（自主事業）の実施状況及び継続性に配慮しつつ、自主事業として積極的に展開すること。

サービスプログラム（約30分のミニ教室）

曜 日	プールプログラム	アリーナプログラム
月	アクアウォーク	コンビネーションエアロ
水	初級平泳ぎ	いきいき脳体操
木	アクアウォーク&ジョグ	ストレッチ
	初級クロール	
金	アクアビクス	1ヶ月！チャレンジエクササイズ
中学生以上の男女 通年40回程度		

※活用業務の各種教室およびサービスプログラムについては、利用者のニーズ等を考慮し、甲と協議のうえ、随時内容の検討や見直しを行うこと。（プログラム内容は令和7年実施分）

5. 賠償責任

- （1）受託者は配置要員の過失により利用者及び施設に損害を与えた場合は、受託者の責においてその損害を賠償すること。なお、そのための保険に関しては、委託者と協議のうえ、必要な保険に加入すること。

6. 運営上の注意

- （1）業務内容については、委託者の指示によるものとする。
- （2）配置要員の指導教育は、当施設の概要等基本的な事項については委託者が行い、接遇態度の指導については、受託者が行うこと。
- （3）配置要員に不都合がある場合には、委託者の指示により再教育または交替等の処置をとること。
- （4）受託者は、本業務により知り得た業務上の秘密並びに利用者個人のプライバシーに係る情報を漏らしてはならない。また、本業務遂行以外の一切の目的に使用してはならない。
- （5）業務執行にあたり、施設の適正な管理運営を行うことができるよう、配置要員の教育を行うものとする。

熊取町立総合体育館自家用電気工作物 保安管理業務仕様書

1. 業 務 名 熊取町立総合体育館自家用電気工作物保安管理業務
2. 業 務 場 所 大阪府泉南郡熊取町久保五丁目3番1号
熊取町立総合体育館
3. 設 備 容 量 (1)受電設備総容量及び電圧
1, 250 kVA 6, 600 V
(2)非常用予備発電設備定格容量、電圧及び原動機の種類
1台 125 kVA
4. 業 務 内 容 電気事業法第43条第1項の規定に基づく工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（詳細は別紙1、別紙2、別表のとおり）

保安管理業務の細目

1. 甲の保安規程に基づき実施する乙の保安管理業務は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行います。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、乙の受託する業務に含まないものとします。

 - (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検（週 1 回以上）及び試験
 - (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験（以下「定期点検」といいます。）
 - (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検
2. 前項第 2 号に定める定期点検の種類及び回数は別表（巡視・点検・測定試験基準）のとおりとします。
3. 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。
 - (1) 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年 1 回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順で実施します。又、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとします。
 - (2) 外観点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施します。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがあります。
 - (3) 点検・測定試験のうち、△印のものは、停電の影響、過去の実績その他の理由によって実施しない場合があります。
 - (4) 点検・測定試験のための執務時間は、別表の各項目についての点検・測定試験を実施し、かつ、その結果とるべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とします。
4. 電気使用場所の設備について、甲の企業機密、衛生管理、環境保全、業務上の都合その他の理由で乙がその場所に立入りできない場合の外観点検は、甲が乙より点検方法の指導を受けて実施し、その結果を乙に通知するものとします。なお、その点検結果について乙が点検を行う必要を認めたときは、甲は乙の立入りについて措置するものとします。
5. 次の各号に該当する電気工作物についての点検、測定試験は、甲が専門業者等に依頼して実施し、その結果を乙に通知するものとします。
 - (1) 漏電火災警報器、昇降設備のように、法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された機器のように取扱いに高度の専門技術を要するもの
 - (2) 常時電路に接続されておらず、専ら移動して使用するための電気機器及びこれに付属する電線
 - (3) 密閉防爆機器、その他密閉されているため構造上点検できない機器の内部
 - (4) ネオンサインの管灯回路の配線のように設置場所の関係から容易に点検できないもの
 - (5) 設置場所への立ち入りに危険を伴う場合の電気設備、機器
 - (6) 停電のために特殊な操作手順若しくは特定の時間帯にすることが必要となるコンピューター等を使用する回路
6. 乙は、第 1 項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要のつど行います。
 - (1) 法令に定める官庁検査の立会い
 - (2) その他乙がこの契約を履行するため必要な事項

以上

常時監視業務の細目

1. 監視装置の設置

乙は、甲の事業場の低圧電路の絶縁状態を監視するため、乙の負担により常時監視装置を設置するものとし、常に正常に稼働するよう保守を行うものとし、ます。

2. 委託者の協力

甲は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など既存設備の利用について便宜を供するものとし、ます。

3. 監視装置の保全

甲は、乙の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとし、ます。万一、甲の故意過失によって監視装置に損傷を与えた場合にはその損害相当額を弁済するものとし、ます。

以上

巡視・点検・測定試験基準(隔月点検)

[別表]

電 気 工 作 物	巡視・点検・測定試験項目	月次点検 [隔月1回]	年次点検[毎年1回]	
			年次点検Ⅰ	年次点検Ⅱ
受電設備・配電設備 (第2受電設備以降を含む)	引込線・ケーブル	外観点検	○	○
	電線及び支持物	絶縁抵抗測定	△	○
	遮断器・開閉器類	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定	△	○
		継電器との連動動作試験	△	○
		絶縁油試験		△
		内部点検		△
	母線・断路器・計器用変成器・ 避雷器・電力用コンデンサ	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定	△	○
	変圧器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定	△	○
		絶縁油試験	△	△
		内部点検	△	△
	配電盤・制御回路	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定	△	○
		保護継電器の動作特性試験		○
		計器校正・シーケンス試験		△
	充電装置・蓄電池	外観点検	○	○
		充電装置機能点検	○	○
		各電池の比重・液温・電圧測定	△	△
	接地装置	外観点検	○	○
		接地抵抗測定	△	○
電気使用場所の設備	電動機・電熱装置	外観点検	○	○
	電気溶接機・照明設備	絶縁抵抗測定	△	○
	配線及び配線器具	接地抵抗測定	△	○
	その他の電気機器類・接地装置	絶縁状態監視	絶縁監視装置による	
非常用予備発電装置	原動機関係・発電機関係	外観点検	○	○
	蓄電池・その他の電気機器類	始動試験	○	○
	接地装置	絶縁抵抗測定	△	○
		接地抵抗測定	△	○
		電気関係保護継電器の動作特性試験		○

熊取町立総合体育館自動扉保守点検業務仕様書

1. 保守対象の設置場所、住所及び機種

設置場所：熊取町立総合体育館（2階正面入口）

住所：大阪府泉南郡熊取町久保五丁目3番1号

機種：株式会社ナブコ製DS型2台

2. 保守点検整備の対象

- ・ナブコドアエンジン装置（本体）
- ・ドアエンジン動力部装置
- ・ドアエンジン制御部装置
- ・ドアエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ

3. 保守点検整備の内容

（1）保安対象の装置の故障を未然に防止するために、3か月に1回（年4回）定期点検を実施するものとする。

（2）定期保守点検は次の項目とする。

- ・ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- ・ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整
- ・ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- ・ドアが当たっていないか、摺れていないか等の点検整備
- ・消耗度の著しい部品はないかなどの点検及び交換
- ・その他の点検及び調整

（3）不調時点検整備

受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の故障呼び出しに応じ、速やかに技術員を派遣して正常な状態に復帰させるものとする。この場合の費用は、乙の負担とする。

4. 保守等物品の負担区分

保守業務に係る消耗材料（パッキン、リング、ヒューズ、オイル等）は、乙の負担とする。但し、保守以外のオーバーホール及び装置部品の取り替え等を行う場合の費用は、甲の負担とする。

この仕様書の定めない事項及び細目については、双方協議のうえ、実施するものとする。

熊取町立総合体育館周辺草刈等業務仕様書

熊取町立総合体育館草刈等業務の内容及び方法については、この仕様書の定めるところによる。

1. 熊取町立総合体育館草刈等業務の内容

次の（１）から（５）の業務を行う。

- （１）熊取町立総合体育館の芝刈り作業
- （２）熊取町立総合体育館の草刈り作業
- （３）熊取町立総合体育館の植木の散水作業
- （４）熊取町立総合体育館周辺のごみ収集作業
- （５）その他危険を伴わない簡易な作業

2. 勤務場所

大阪府泉南郡熊取町久保五丁目３番１号
熊取町立総合体育館

3. 勤務日等

勤 務 日 令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで
原則（月曜日、水曜日、金曜日）

勤務時間 午前９時から正午まで

休 日 火曜日（祝日の場合は翌日）、日曜日及び雨天時、その他甲
が勤務を要しないと認めた日。

4. その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議して定めるものとし、業務の細部については、総合体育館館長の指示に従うものとする。

熊取町立総合体育館消防用設備 保守点検業務仕様書

この仕様書は、熊取町立総合体育館（以下「甲」という。）の消防用設備等の保守点検業務に適用する。

1. 場 所 大阪府泉南郡熊取町久保五丁目3番1号
 熊取町立総合体育館

2. 業務の遂行

受託者は、消防用設備等の機能が十分に発揮できるように仕様書及び関係法令等に基づき、安全かつ的確に業務を遂行しなければならない。

3. 業務内容

業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 消防法第17条の3の3の規定による定期点検を年2回行う。（総合点検、外観機能点検）
- (2) 甲の消防用設備維持管理の全般的監督及び意見具申を必要に応じて行う。
- (3) 甲の防火管理者業務の補佐を必要に応じて行う。
 - ※ 消防訓練時の立会い及び初期消火・実技指導。（訓練用消火器による消火訓練）
 - また、甲に対して消防設備の取扱い説明を行う。

4. 設備の維持管理

受託者は、消防用設備等が万一火災その他によって作動若しくは使用したとき、又は故障若しくは事故の場合、直ちに適宜の処置をとる。

なお、設備がいつまでも充分に機能するために点検時には、整備も行うこと。

5. 機密保持

受託者は、業務遂行にあたり、知ることのできた甲及び体育館使用者の機密を第三者に漏らしてはならない。

6. 損害賠償

受託者は、業務の遂行につき、受託者の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、直ちにその旨を甲に届けるとともに、損害賠償の責を負うほか、一切を処理解決し、第三者とのトラブル等により、甲にいささかの迷惑もかけてはならない。

なお、損害を与えた場合に備えて賠償責任保険に加入すること。（保険証書添付の事）

7. 費用の負担

点検時に発見されたランプ、ヒューズの交換費用は受託者が負担すること。（点検時のみ）

8. 緊急対応体制

甲より緊急連絡を受けた場合、受託者は、1時間以内に体育館に到達、対処すること。

9. 緊急連絡体制

非常時に備え、御社の休日、夜間においても連絡がとれる体制があること。

10. 点検項目一覧

点 検 項 目	種 別 ・ 型 式 等	数 量
消火器設備	A B C 粉末消火器 10 型	43 本
屋内消火栓設備	消火栓 1 階 2 階 3 階	7 個 6 個 2 個
自動火災報知設備	煙感知器 光電式スポット型 (非蓄積) 2 種 定温式スポット型 (防 水) 1 種 定温式スポット型 1 種 受信機	232 個 22 個 3 個 1 個
非常放送設備	壁掛型 埋込型 その他	20 個 97 個 7 個
誘導灯設備	避難口 (大型) (中型) 室内通路 (中型) 廊下通路 (大型) (中型) 階段通路誘導灯 客席誘導灯	27 個 29 個 6 個 12 個 2 個 12 個 94 個
ガス漏れ火災警報設備	探知器 受信機	6 個 1 個
スプリンクラー設備	スプリンクラーヘッド 閉鎖型 72℃設定 閉鎖型 104℃設定 補助散水栓	543 個 1 個
移動式粉末消火設備	第3種粉末 33kg (中央機械室)	2 台
非常電源 (自家発電) 設備	立形水冷 4 サイクルディーゼル機関 機関出力 180PS 自動起動自動停止 屋内少亜消火栓用ポンプ及び スプリンクラーポンプ用非常電源	1 台

その他上記に記載されていない項目については、甲及び受託者においてその都度、協議する。

※特記事項

点検期間 消防法施行規則第31条の6の規定に基づく期間とし、実施日は、休館日(火)とする。ただし、1回目の点検は、7月下旬迄に実施するものとし、2回目の点検については、1月頃実施するものとする。

熊取町立総合体育館エレベーター保守点検業務仕様書

1. 保守点検物件

昇降機の概要

種別：エレベーター（日本オーチスエレベーター（株）製） 1台

用途：乗用（油圧間接式）

積載荷重：750kg

最大定員：11人

定格速度：45m/min

設置階数：1階・2階・3階

※総合体育館改修工事に伴い、現行の油圧式からロープ式エレベーターへの機器更新を予定しております。

2. 保守対象物の住所及び施設名

大阪府泉南郡熊取町久保五丁目3番1号

熊取町立総合体育館

3. 保守点検内容

（1）点検

①監視装置による遠隔診断と必要に応じた技術員の巡回点検をプログラムで組合せて点検し、必要に応じて調整・注油を行うこと。

なお、巡回点検については毎月行うこと。

点検実施予定日時 毎月通常勤務日の午前9時～午後5時の間に実施すること。

※不都合な場合は、館長と協議のうえ、体育館の業務に支障のないよう調整を行うこと。

②点検の対象箇所は、別紙表－1（点検項目）の通りとすること。

③点検の都度「報告書」を提出すること。

（2）遠隔監視

受託者は、エレベーターの遠隔監視を実施するため、総合体育館の事務所に「遠隔監視装置」を設置し、24時間機器を遠隔監視し、異常や不具合発生時には、出動、対策を行うこと。

監視装置からの異常送信に使用する電話回線は、受託者の名義とする。

〔監視項目〕

- ①制御回路電源異常
- ②走行中・停止中の安全回路異常
- ③ドア開・閉状態異常
- ④ドア開機能異常
- ⑤インターフォン非常呼びボタン動作
- ⑥閉じ込め状態
- ⑦起動開始回路異常
- ⑧走行時間異常
- ⑨運行状態監視と運行データ収集
- ⑩その他警告信号

〔報告書〕

①遠隔監視の結果を定期的に提出する。

②受託者が機器の修理、交換又は調整の必要を認めたときは、報告書又は見積書を提出する。

[補償]

受託者は、遠隔監視業務遂行中、受託者の過失により生じた損害について、下記の賠償額を限度として熊取町に対してその限度額を補償する。

1 事故につき、対人・対物賠償合わせて 10 億円

(3) 異常時の通話機能

閉じ込めなど異常時には、エレベーターかご内と受託者の監視センター又はサービス拠点との間で直接話すことができること。

(4) 消耗部品

通常使用により生じた消耗部品のうち、次のものは点検作業で修理、取替、調整を行うものとする。

①制御盤内・・・・・・可動、固定コンタクト・ヒューズ類

②油 脂 類・・・・・・点検用オイル（ギヤオイル及び油圧エレベーターの作動油交換は除く。）・グリス

③ラ ン プ・・・・・・操作盤及び乗場ボタンランプ・階床表示用ランプ

④そ の 他・・・・・・点検用ウエス・ビス・ナット類

(5) 故障対策

不時の故障や事故の連絡を行った時は、速やかに（30分以内に）技術員を派遣し適切な処置を行うこと。

なお、受託者の就業時間外に行う場合には、事前に緊急連絡先を提出いただき、速やかに技術員を派遣するものとする。

(6) 建築基準法に基づく検査立会い及び報告代行

年1回の建築基準法に基づく定期検査に立会い及び特定行政庁への報告代行。

また、検査受検法定諸事項の業務費用は、保守料に含むものとする。

表－１ 点検項目（規格形油圧式マイコンエレベーター）

点検箇所			
機械室	機械室環境状態	昇降路	昇降路内環境状態
	受電盤・制御盤		上部リミットスイッチ
	電動機・ポンプ		調速機
			各階ベーン
	バルブ		主ロープ
	圧力配管・圧力計		ガイドレール
	タンク・作動油		プランジャー・綱車・P L S
	遠隔監視		移動ケーブル
	音声合成装置		
	地震管制運転装置		
	火災管制運転装置		
	停電時最寄階停止装置		
かご室	かご上環境状態	ピット	ピット内環境状態
			緩衝器
	安全スイッチ		シリンダー
	救出口及びスイッチ		下部リミットスイッチ
	戸開閉装置		非常止装置
	位置検出センサー		
	ガイドシュー・ローラーガイド		
	位置検出器ロープ・R P P T		
出入口	各階乗場状態		
	各階ボタン（主・車椅子）		
	各階表示灯		
	各階インターロック		
	各階戸・敷居		
かご内部	かご走行・着床状態		
	かご操作盤・表示灯（主・車椅子）		
	非常連絡装置（15分間操作）		
	停電等（15分間操作）		
	かご照明・ファン		
	かご戸・敷居		
	戸閉安全装置		

熊取町立総合体育館空調設備等 保守点検業務仕様書

発注業務	空調設備保守点検業務 (自動制御設備保守点検業務も含む)
発注場所	大阪府泉南郡熊取町久保五丁目3番1号 熊取町立総合体育館
業務目的	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づき、上記設備の運転、保守を行うことを主な業務とし、設備の機能を完全に発揮させることにより快適な環境をつくる最善の努力を払い、故障が生じたときは、速やかに復旧に努めることを目的とする。
業務内容	別紙年間工程表及び作業内訳書のとおり定期的に技術者を派遣し整備点検を行うとともに、計画的に各種設備等を測定器具を使用し、または目視等により点検を行い報告を行うものとする。 重要な修理又は取替の必要を認めたときは、意見を付して直ちに報告するとともに各設備の修繕改良を行うこと。 また、異常の早期発見に努めるとともに、異常が発生した場合、応急処置及び迅速、緊急な出勤対応をとること。

年間工程表

管理NO.	系 統 名	機 器 名	仕 様	台	仕 様 内 容																		備 考
					月 回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
RB-101・102	全館系	ガス吸収式冷水機	冷房220RT	2	4	◎				○		□	◎			○							
CT-001	RB-101・102系	冷却塔	角型低騒音型2,422,00kcal/h	1	5	○	◎		○	○			●										
BH-101・102	温水プール暖房・給湯	真空式温水ボイラー	真空式2回路300,00kcal/h	2	2		△						△・□										
RR-301・302	温水プール水加温系	空冷温水チラー	暖房50,000kcal/h	2	2		△						△						フロン点検必要				
RR-303	2F事務所棟空調系	空冷ヒートポンプチラー	冷房45,000・暖房50,000kcal/h	1	2		◎						◎						フロン点検必要				
TE-201	冷温水用	膨張タンク	FRP製 1,000L	1	1								△										
TE-202	温水用	〃	FRP製 1,000L	1	1								△										
PCD-101・102	RB-101・102用	冷却水ポンプ	流量 3,740l/m	2	2		△						●										
PCH-101・102	RB-101・102用	冷温水ポンプ	流量 2,220l/m	2	1		△																
PCH-303	RR-303用	〃	流量 170l/m	1	1		△																
PH-101・102	BH-101・102用	温水ポンプ	流量 500l/m	2	1		△																
PH-301・302	RR-301・302用	〃	流量 170l/m	2	1		△																
AC-101～104	メインアリーナ系	ユニット型空調和器	風量 15,000CMH RAF組込	4	2		◎						◎										
		全熱交換器	風量 15,000CMH 空調器組込				△						△										
AC-105	1F選手ロビー系	ユニット型空調和器	風量 10,500CMH	1	2		◎						◎										
AC-106	1Fホワイエ系	〃	風量 19,600CMH	1	2		◎						◎										
AC-301	温水プール系	〃	風量 30,000CMH	1	4		△			▽			▽				▽						
SHEX	〃	顕熱交換機	風量 12,000CMH 耐湿型	1	4		△			▽			△				▽						
FCU-3-CI	2F応接室	ファンコイルユニット	天吊隠蔽 300形	1	2		△						△										
FCU-3-CC	1Fブレイルーム	〃	天吊カセット 300形	1	2		△						△										
FCU-4-CI	2F館長室	〃	天吊隠蔽 400形	1	2		△						△										
FCU-4-CC	1F役員室・健康相談室	〃	天吊カセット 400形	2	2		△						△										
FCU-4-2CC	2F監視室	〃	天吊カセット2コイル 400形	1	4		△			▽			△				▽						
FCU-6-CI	3F会議室B・視聴覚室	〃	天吊隠蔽 600形	6	2		△						△										
FCU-6-CC	1F更衣室・廊下・2F廊下・見学者コーナー	〃	天吊カセット 600形	9	4		△			▽			△				▽			8・2月更衣室のみ			
FCU-6-CC	2F医務・指導員・職員更衣室	〃	天吊カセット 600形	3	4		△			▽			△				▽			8・2月指導員室のみ			
FCU-6-CC	1F控室A・C・放送室	〃	天吊カセット 600形	5	2		△						△										
FCU-6-2CC	2F更衣室	〃	天吊カセット2コイル 600形	6	4		△			▽			△				▽						
FCU-8-CI	3F会議室A	〃	天吊隠蔽 800形	4	2		△						△										
FCU-8-FI	サブアリーナ	〃	床置隠蔽 800形	4	2		△						△										
FCU-8-CC	1Fホール・3F準備室	〃	天吊カセット 800形	10	2		△						△										
FCU-8-CC	2F事務室・3F廊下	〃	天吊カセット 800形	5	4		△			▽			△				▽			8・2月事務室のみ			
FCU-8-CR	1Fトレーニング室	〃	天吊吊り 800形	11	4		△			▽			△				▽						
FCU-12-CI	2Fメインアリーナ観客席	〃	天吊隠蔽 1200形	41	2		△						△										
FCU-12-CI	2F控室B	〃	天吊カセット 1200形	2	2		△						△										
FCU-12-FI	1Fサブアリーナ	〃	床置隠蔽 1200形	10	2		△						△										
FS-111	電気室	給気ファン	風量 7,500CMH	1	1								□										
FS-307	サブアリーナ	〃	風量 3,200CMH	1	1								□										
FE-101	メインアリーナ床下	排気ファン	風量 2,800CMH	1	1								□										
FE-116	中央機械室	〃	風量 13,200CMH	1	1								□										
FE-117	電気室	〃	風量 7,500CMH	1	1								□										
FE-310	温水プール夜間	〃	風量 3,000CMH	1	1								□										
FE-311	サブアリーナ	〃	風量 2,800CMH	1	1								□										
FE-312	温水プール	〃	風量 12,000CMH	1	1								□										
-	-	室内空気環境測定	温湿度・気流・浮遊粉塵他	13P	6		★		★		★		★		★		★		★				
-	-	排ガス測定	一酸化酸素・酸素・窒素濃度他	4P	2								★						★				
-	-	自動制御点検	熱源・冷却塔・空調器制御他	1式	2	◎							◎										
記号名称																							
シーズン点検等		◎:イン点検・始動前点検			○:オン点検・運転中点検													●:オフ点検					
定期点検		△:定期点検			▽:総合・精密・簡易点検・フィルター清掃													▲:法定点検・法定検査					
定期整備		□:定期整備(清掃・洗浄・O/H等)			■:法定整備(性能検査・水槽清掃)																		
定期測定		☆:定期測定(サンプリング・排ガス等)			★:法定測定(媒煙・環境・水質検査)																		

作業要領書

作業内訳書

管理NO.	RB-101・102
系統	全館系
機種名	ガス吸収式冷温水機

冷 房		暖 房	
シーズン前整備			
1	本体附属バルブ確認 1)濃度制御電磁弁動作確認 2)希釈電動弁動作確認	1	本体附属バルブ確認 1)濃度制御電磁弁動作確認 2)希釈電動弁動作確認
2	保安装置点検 1)サーモスタット関係点検 2)圧カスイッチ関係点検 3)炎検出器取替	2	保安装置点検 1)サーモスタット関係点検 2)圧カスイッチ関係点検 3)炎検出器清掃
3	気密状況確認	3	気密状況確認
4	高温再生機器ガス関係漏洩確認 1)遮断弁 2)テストコック 3)パイロット部及びジョイント部	4	高温再生機器ガス関係漏洩確認 1)遮断弁 2)テストコック 3)パイロット部及びジョイント部
5	各フランジ部増締	5	各フランジ部増締
6	操作盤並びに電気関係点検	6	操作盤並びに電気関係点検
7	チューブ清掃 1)吸収器チューブ 2)凝縮器チューブ		
シーズンイン点検			
1	各保安装置設定	1	各保安装置設定
2	自動制御装置調整	2	自動制御装置調整
3	燃焼調整、フレイム電流測定、 空燃比調整	3	燃焼調整、フレイム電流測定、 空燃比調整
4	真空ポンプによる抽気	4	真空ポンプによる抽気
5	アブソーバロスの測定	5	総合運転調整及びデーター採取
6	吸収溶液調整(分析結果にて判定)		
7	総合運転調整及びデーター採取		
シーズンオン点検(各シーズン1回)			
1	運転状況調査	1	運転状況調査
2	運転日誌による異常有無確認及び指導	2	運転日誌による異常有無確認及び指導
3	溶液サンプリング及び簡易分析試験	3	溶液サンプリング及び簡易分析試験

作業内訳書

管理 No.	CT-001
系 統	RB-101・102系
機 種 名	開放型冷却塔

NO.	点 検 作 業 項 目	点 検 作 業 内 容	4月 冷房 切替	11月 冷房 オフ	備 考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 漏れ・腐食の有無	○	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 配管類支持の良否	○		
3	充填材・ルーバー点検	脱落・損傷の有無 汚れ・目詰まりの有無	○	○	
4	水抜き作業	漏れの確認 埋設バルブより水抜き		○	
5	水槽内外点検清掃	内外面の損傷の有無	○	○	
6	水槽内ストレーナー点検清掃	目詰まり及び損傷の有無	○	○	
7	給水装置点検	自動給水装置作動確認	○		
8	水張り作業	各弁類切替 漏れの確認 水位の確認	○		
9	散水装置点検	散水口の詰まり清掃	○	○	
10	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検	○	○	
11	送風機系統点検	ファンローター点検 軸受け点検・給油 ベルト・プーリー点検	○		
12	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 散水状況の判定 熱交換状況の判定 冷却水温度 制御機能の判定 水温制御 給水状況の確認	○		
13	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁等の開度確認	○	○	

作業内訳書

管理 No.	BH-101・102
系 統	温水プール暖房・給湯系
機 種 名	真空式温水ボイラー

NO.	点 検 作 業 項 目	点 検 作 業 内 容	5月 定期 点検	11月 定期 点検	備 考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体腐食損傷の有無 付属装置損傷の有無	○	○	
2	客先運転状況点検	運転状態の把握 データ異常の有無	○	○	
3	据付状態の点検	基礎異常の有無 配管類支持の良否 ボイラー室給気状態	○	○	
4	電気関係点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検清掃	○	○	
5	熱交換器点検	熱交換器内チューブ洗浄		○	
6	燃料系統点検	ガスストレーナー分解清掃	○	○	
7	配管系統点検	ガス配管のガス漏れ試験	○	○	
8	燃焼装置点検	点火装置 ガス遮断弁・電磁弁	○	○	
9	炉内点検	変形・損傷・脱落等の有無	○	○	
10	抽気装置運転調整	抽気ポンプ始動点検	○	○	
11	温度関係点検	温度調節器	○	○	
12	保安装置点検調整	不着火保護装置 過熱防止・溶解栓 感震装置	○	○	
13	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 燃焼状況の判定 制御機能の判定 発停・容量制御等 各計器による総合判定 電流・電圧等	○	○	
14	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁・ダンパーの開度確認	○	○	

作業内訳書

管理 No.	RR-301・302
系 統	温水プール水加温系
機 種 名	空冷温水チラー

NO.	点 検 作 業 項 目	点 検 作 業 内 容	5月 定期 点検	11月 定期 点検	備 考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 部品等損傷の有無	○	○	
2	客先運転状況点検	運転状態の把握 運転日誌の点検 データ異常の有無	○	○	
3	据付状態の点検	基礎異常の有無 防振装置異常の有無 配管類支持の有無 周囲環境の良否	○	○	
4	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 クランクケースヒーター点検 冷暖房切替確認	○	○	
5	圧力計	作動点検	○	○	
6	冷媒系統点検	ガスリークテスト 配管系統外観点検	○	○	
7	送風機系統点検	軸受け点検 ファンローター点検	○	○	
8	熱交換器系統点検	フィンコイル点検	○	○	
9	排水系統点検	ドレン通水確認	○	○	
10	冷温水系統点検	流水、漏れの確認 制御弁開度確認	○	○	
11	保安装置点検調整	高圧・低圧 その他保安装置	○	○	
12	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 各計器による総合判定 電流・電圧・圧力等 熱交換状態の判定 空気・水、冷媒温度、 制御機能の判定 温度・圧力・容量制御	○	○	
13	除霜装置作動点検	シーケンスチェック		○	
14	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁の開度確認	○	○	
15	フロン漏れの点検	簡易点検(3ヶ月毎に1回以上) 定期点検(3年に1回以上)			有資格者による点検

作業内訳書

管理 No.	RR-303
系 統	2F事務所棟空調系
機 種 名	空冷ヒートポンプチラー

NO.	点 検 作 業 項 目	点 検 作 業 内 容	5月 定期 点検	11月 定期 点検	備 考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 部品等損傷の有無	○	○	
2	客先運転状況点検	運転状態の把握 運転日誌の点検 データ異常の有無	○	○	
3	据付状態の点検	基礎異常の有無 防振装置異常の有無 配管類支持の有無 周囲環境の良否	○	○	
4	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 クランクケースヒーター点検 冷暖房切替確認	○	○	
5	圧力計	作動点検	○	○	
6	冷媒系統点検	ガスリークテスト 配管系統外観点検	○	○	
7	送風機系統点検	軸受け点検 ファンローター点検	○	○	
8	熱交換器系統点検	フィンコイル点検	○	○	
9	排水系統点検	ドレン通水確認	○	○	
10	冷温水系統点検	流水・漏れの確認 制御弁開度確認	○	○	
11	保安装置点検調整	高圧・低圧 その他保安装置	○	○	
12	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 各計器による総合判定 電流・電圧・圧力等 熱交換状態の判定 空気・水・冷媒温度・ 制御機能の判定 温度・圧力・容量制御	○	○	
13	除霜装置作動点検	シーケンスチェック		○	
14	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁の開度確認	○	○	
15	フロン漏れの点検	簡易点検(3ヶ月毎に1回以上) 定期点検(3年に1回以上)			有資格者による点検

作業内訳書

管理 No.	TE-201・202
系 統	冷温水・温水用
機 種 名	膨張水槽

NO.	点 検 作 業 項 目	点 検 作 業 内 容	11月 定期 点検	備 考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 配管類支持の良否 塗装・断熱の状態	○	
3	タンク内部点検	タンク内部清掃 弁・配管類点検	○	
4	水張り作業	各弁類切替	○	
5	液面制御装置の点検	ボールタップ作動確認 フロートスイッチ作動確認 電極スイッチ作動確認	○	
6	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁等の開度確認	○	

作業内訳書

管理 No.	PCD-101・102
系 統	RB-101・102用
機 種 名	冷却水ポンプ

NO.	点 検 作 業 項 目	点 検 作 業 内 容	5月 定期 点検	11月 オフ 点検	備 考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 漏れ・腐食の有無	○	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 防振装置異常の有無 配管類支持の良否 断熱状態の点検	○	○	
3	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検	○	○	
4	カップリング点検	ゴムの摩耗状態 芯出し点検調整	○	○	
5	計器類点検	圧力計 温度計	○	○	
6	弁類点検	漏れ・損傷の有無	○	○	
7	軸封部点検	グランドパッキン点検調整 漏れ・発熱の有無	○		
8	軸受け部点検	ベアリングの良否	○		
9	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 搬送状況の判定 各計器による総合判定 電流・電圧	○		
10	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁等の開度確認	○	○	

作業内訳書

管理 No.	PCH-101・102
系 統	RB-101・102用
機 種 名	冷温水ポンプ

NO.	点検作業項目	点検作業内容	5月 定期 点検	備 考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 漏れ・腐食の有無	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 防振装置異常の有無 配管類支持の良否 断熱状態の点検	○	
3	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検	○	
4	カップリング点検	ゴムの摩耗状態 芯出し点検調整	○	
5	計器類点検	圧力計 温度計	○	
6	弁類点検	漏れ・損傷の有無	○	
7	軸封部点検	グランドパッキン点検調整 漏れ・発熱の有無	○	
8	軸受け部点検	ベアリングの良否	○	
9	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 搬送状況の判定 各計器による総合判定 電流・電圧	○	
10	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁等の開度確認	○	

作業内訳書

管理 No.	PCH-303
系 統	RR-303用
機 種 名	冷温水ポンプ

NO.	点 検 作 業 項 目	点 検 作 業 内 容	5月 定期 点 検	備 考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 漏れ・腐食の有無	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 防振装置異常の有無 配管類支持の良否 断熱状態の点検	○	
3	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検	○	
4	カップリング点検	ゴムの摩耗状態 芯出し点検調整	○	
5	計器類点検	圧力計 温度計	○	
6	弁類点検	漏れ・損傷の有無	○	
7	軸封部点検	グランドパッキン点検調整 漏れ・発熱の有無	○	
8	軸受け部点検	ベアリングの良否	○	
9	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 搬送状況の判定 各計器による総合判定 電流・電圧	○	
10	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁等の開度確認	○	

作業内訳書

管理 No.	PH-101・102
系 統	BH-101・102用
機 種 名	温水ポンプ

NO.	点 検 作 業 項 目	点 検 作 業 内 容	5月 定期 点検	備 考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 漏れ・腐食の有無	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 防振装置異常の有無 配管類支持の良否 断熱状態の点検	○	
3	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検	○	
4	カップリング点検	ゴムの摩耗状態 芯出し点検調整	○	
5	計器類点検	圧力計 温度計	○	
6	弁類点検	漏れ・損傷の有無	○	
7	軸封部点検	グランドパッキン点検調整 漏れ・発熱の有無	○	
8	軸受け部点検	ベアリングの良否	○	
9	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 搬送状況の判定 各計器による総合判定 電流・電圧	○	
10	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁等の開度確認	○	

作業内訳書

管理 No.	PH-301・302
系 統	RR-301・302用
機 種 名	温水ポンプ

NO.	点 検 作 業 項 目	点 検 作 業 内 容	5月 定期 点検	備 考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 漏れ・腐食の有無	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 防振装置異常の有無 配管類支持の良否 断熱状態の点検	○	
3	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検	○	
4	カップリング点検	ゴムの摩耗状態 芯出し点検調整	○	
5	計器類点検	圧力計 温度計	○	
6	弁類点検	漏れ・損傷の有無	○	
7	軸封部点検	グランドパッキン点検調整 漏れ・発熱の有無	○	
8	軸受け部点検	ベアリングの良否	○	
9	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 搬送状況の判定 各計器による総合判定 電流・電圧	○	
10	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁等の開度確認	○	

作業内訳書

管理 No.	AC-101～106
系 統	メインアリーナ・選手ロビー・ホワイエ系
機 種 名	空気調和器

NO.	点 検 作 業 項 目	点 検 作 業 内 容	5月 定期 点検	11月 定期 点検	備 考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 漏れ・腐食の有無	○	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 防振装置異常の有無 空気漏れの有無 配管類支持の良否	○	○	
3	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検	○	○	
4	送風機系統点検	ファンローター点検 軸受け点検・給油 ベルト・プーリー点検	○	○	
5	熱交換器系統点検	フィンコイル点検 エリミネータ点検 断熱材点検	○	○	
6	加湿装置点検	機能点検 作動状態点検		○	
7	空気清浄装置点検	エアフィルター点検清掃	○	○	
8	排水系統点検	ドレンパン点検清掃 封水装置点検 ドレン通水テスト	○	○	
9	冷暖切替作業	自動制御系統切替	○	○	
10	冷温水系統点検	流水、漏れの確認	○	○	
11	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 各計器による総合判定 電流・電圧 熱交換状態の判定 空気・水温度 制御機能の判定 温度・湿度制御	○	○	
12	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁・ダンパーの開度確認	○	○	

作業内訳書

管理 No.	AC-301
系 統	温水プール系
機 種 名	空気調和器

NO.	点 検 作 業 項 目	点 検 作 業 内 容	5月 定期 点検	11月 定期 点検	備 考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 漏れ・腐食の有無	○	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 防振装置異常の有無 空気漏れの有無 配管類支持の良否	○	○	
3	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検	○	○	
4	送風機系統点検	ファンローター点検 軸受け点検・給油 ベルト・プーリー点検	○	○	
5	熱交換器系統点検	フィンコイル点検 エリミネータ点検 断熱材点検	○	○	
6	加湿装置点検	機能点検 作動状態点検			加湿無
7	空気清浄装置点検	エアフィルタ点検清掃	○	○	
8	排水系統点検	ドレンパン点検清掃 封水装置点検 ドレン通水テスト	○	○	
9	冷暖切替作業	自動制御系統切替			年間暖房
10	冷温水系統点検	流水、漏れの確認	○	○	
11	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 各計器による総合判定 電流・電圧 熱交換状態の判定 空気・水温度 制御機能の判定 温度・湿度制御	○	○	
12	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁・ダンパーの開度確認	○	○	

作業内訳書

管理 No.	SHEX
系 統	温水プール系
機 種 名	顕熱交換器(回転型)

NO.	点 検 作 業 項 目	点 検 作 業 内 容	5月 定期 点検	11月 定期 点検	備 考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 部品等損傷の有無	○	○	
2	据付状態の点検	据付状態異常の有無 空気漏れの有無	○	○	
3	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子増締め 盤内点検清掃	○	○	
4	ローター点検	表面の汚れ清掃 エアシール摩耗点検 手回し検査 軸受点検給油	○	○	
5	伝動装置点検	ベルト・プーリー点検 ギヤモーター点検	○	○	
6	チャンバー内点検	エアフィルター点検清掃	○	○	
7	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 ローター回転状況点検 各計器による総合判定 電流・電圧	○	○	
8	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 ダンパー開度の点検	○	○	

作業内訳書

管理 No.	FCU
系 統	各室内系
機 種 名	ファンコイルユニット

NO.	点 検 作 業 項 目	点 検 作 業 内 容	5月 定期 点検	8月 簡易 点検	11月 定期 点検	2月 簡易 点検	備考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体腐食損傷の有無	○		○		
2	据付状態の点検	据付状態異常の有無 防振装置異常の有無 キャンバス損傷の有無	○				
3	送風機系統点検	ファンローター点検 軸受け点検	○				
4	熱交換器系統点検	エアフィルター点検清掃	○	○	○	○	※
5	排水系統点検	ドレンパン点検 ドレン通水確認	○				
6	冷温水系統点検	流水、漏れ確認 エアー抜き 制御弁開度確認	○				
7	制御回路点検	風量制御回路 制御配線	○		○		
8	運転調整・データ採取	熱交換状態の判定 制御機能の判定 各計器による総合判定	○		○		
9	作業終了時点検	外面、グリル清掃 養生、工具の撤収 スイッチ、設定の確認 弁等の開度点検	○		○		

※但し簡易点検は、下記対象室(25台)とする。

1F トレーニング室、男子更衣室、女子更衣室

2F 男子更衣室、女子更衣室、事務室、指導員室、監視室

但し、汚れのひどい箇所に関してはフィルターを清掃する。

作業内訳書

管理 No.	FS・FE
系 統	電気室他系
機 種 名	送排風機

NO.	点 検 作 業 項 目	点 検 作 業 内 容	11月 定期 点検	備 考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体腐食損傷の有無	○	
2	据付状態の点検	据付状態異常の有無 防振装置異常の有無 キャンバス損傷の有無	○	
3	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検清掃	○	
4	送風機点検	ファンローター点検 軸受け点検・給油 ベルト・プーリー点検 Vベルト調整・芯出調整	○ ○	※
5	付属部点検	ダクト・ダンパー類点検 吸込口・吹出口	○	
6	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 搬送状態の判定 各計器による総合判定 電流・電圧	○	
7	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチの確認 ダンパー等開度の点検	○	

※但し、Vベルト点検時、亀裂していた場合はVベルトを取替とする。

作業内訳書

作業名: 空気環境測定

1. ビル管理法に基づき測定を行う。
2. 測定期間
5、7、9、11、1、3月(奇数月)の年6回にて行う。
3. 測定方法
(1)測定場所は、添付資料①を参照願います。
(2)測定位置は、床から75～120cmの間の一定した高さで行う。
4. 測定機器
法に定める機器、又は同程度以上と認められる機器。
5. 測定内容

ポイント選定方法	測定間隔	測定回数	測定項目
250～500㎡につき 1ポイント	2ヶ月毎 (年6回)	1日2回 (朝・昼)	1. 浮遊粉塵の量 2. 炭酸ガスの含有率 3. 一酸化炭素の含有率 4. 温度 5. 相対湿度 6. 気流

6. 管理基準

浮遊粉塵の量	空気1立方メートルにつき0.15ミリグラム以下
炭酸ガスの含有率	100万分の1,000以下
一酸化炭素の含有率	100万分の10以下(厚生省令で定める特別の事情がある建築物にあっては、厚生省令で定める数値以下)
温度	1. 17度以上28度以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
相対湿度	40パーセント以上70パーセント以下
気流	0.5メートル毎秒以下

作業内訳書

作業名:排ガス測定

1. 大気汚染防止法に基づき測定を行う。
2. 測定期間 11、3月の年2回にて行う。
3. 測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法	測定の単位
ダスト濃度	JIS Z8808 移動採取法	g/m ³ N
ダスト濃度	残存酸素による補正值	g/m ³ N
全硫黄酸化物濃度	JIS K0103・6.3 比濁法	ppm
全硫黄酸化物の量	JIS K0103,Z8808 による計算値	m ³ N/h
窒素酸化物濃度	JIS K0104・4.2 フェノールジスルホン酸法	V/vppm
窒素酸化物濃度	残存酸素による補正值	V/vppm
二酸化炭素濃度	JIS K0301・4.2.1 オルザット式	%
酸素濃度	JIS K0301・4.2.1 オルザット式	%
一酸化炭素濃度	JIS K0098・6 オルザット式	%
窒素濃度	JIS K0301・4.2.1 オルザット式	%

※但しガス燃料使用の場合は全硫黄酸化物濃度並びに全硫黄酸化物の量の測定は除外する。

作業内訳書

設備名: 自動制御設備

1/3

NO	制御名称	組	制御内容	点検作業内容	備考
1	熱源制御(1) (ガス吸収式冷温水機)	1	・ヘッダー差圧制御 冷温水ヘッダ(往)と冷温水ヘッダ(還)の差圧による電動二方弁を比例制御	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 調節器の検出作動点確認 4. 操作器の連動作動チェック 5. 端子増締め 6. 制御状態の確認	
2	熱源制御(2) (温水ヒーター)	1	・ヘッダー差圧制御 温水ヘッダ(往)と温水ヘッダ(還)の差圧による電動二方弁を比例制御する。 ・台数制御 温水ヘッダ(還)の温度により温水ヒーター2台を台数制御する。	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 調節器の検出作動点確認 4. 操作器の連動作動チェック 5. 端子増締め 6. 制御状態の確認	
3	熱源制御(3) (ヒートポンプ)	1	・台数制御 プール(還)の温度を検出し温水機の台数制御する。	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 調節器の検出作動点確認 4. 操作器の連動作動チェック 5. 端子増締め	
4	冷却塔制御	1	・温度制御 冷却水(往)の温度により冷却塔ファン3台をオン・オフ制御する。	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 調節器の検出作動点確認 4. 操作器の連動作動チェック 5. 端子増締め	
5	貯湯槽制御	2	・温度制御 貯湯槽の温度により給湯一次ポンプをオン・オフ制御する。 ・膨張タンク圧力制御 圧力上限警報を中央へ表示する。	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 調節器の検出作動点確認 4. 操作器の連動作動チェック 5. 端子増締め	
6	空調器制御(1)	4	・温度制御 還気温度により、冷温水二方弁を比例制御する。 ・湿度制御 還気湿度により、加湿器をオン・オフ制御する。 ・ウォーミングアップ制御 空調器始動時、一定時間の全還気運転及び加湿遅延 ・インターロック制御 空調器始動時、加湿器をオフにしダンパーモーター(1)と冷温水を全閉とする。 ・ダンパー制御 シーズン時と外気冷房時にダンパー制御を行う。 ・外気冷房制御 中間期信号により、冷温水二方弁を閉じて外気で温度制御する。	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 調節器の検出作動点確認 4. 操作器の連動作動チェック 5. 端子増締め 6. 制御状態の確認	

NO	制御名称	組	制御内容	点検作業内容	備考
7	空調器制御(2)	2	・温度制御 室内温度により、冷温水二方弁を比例制御する。 ・湿度制御 還気湿度により、加湿器をオン・オフ制御する。 ・インターロック制御 空調器停止時加湿器オフダンパ閉	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 調節器の検出作動点確認 4. 操作器の連動作動チェック 5. 端子増締め 6. 制御状態の確認	
8	空調器制御(3)	1	・温度制御 還気温度により、冷温水二方弁を比例制御する。 ・インターロック制御 空調器停止時加湿器オフダンパ閉	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 調節器の検出作動点確認 4. 操作器の連動作動チェック 5. 端子増締め 6. 制御状態の確認	
9	ファンコイル制御(1)	32	・温度制御 室内温度により、冷温水電動弁をオン・オフ制御する。 又、ファン停止時冷温水電動弁を全閉とする。	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 調節器の検出作動点確認 4. 操作器の連動作動チェック 5. 端子増締め 6. 制御状態の確認	
10	ファンコイル制御(2)	3	・温度制御 還気温度により、冷温水電動弁をオン・オフ制御する。 又、ファン停止時冷温水電動弁を全閉とする。	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 調節器の検出作動点確認 4. 操作器の連動作動チェック 5. 端子増締め 6. 制御状態の確認	
11	ファンコイル制御(3)	3	・温度制御 室内温度により、冷房時冷房用冷温水電動弁をオン・オフ制御する。 又、暖房時暖房用温水電動弁をオン・オフする。 ファン停止時電動弁を全閉とする。	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 調節器の検出作動点確認 4. 操作器の連動作動チェック 5. 端子増締め 6. 制御状態の確認	
12	ファンコイル制御(4)	41	・温度制御 還気温度により、冷温水電動弁をオン・オフ制御する。 又、ファン停止時冷温水電動弁を全閉とする。	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 調節器の検出作動点確認 4. 操作器の連動作動チェック 5. 端子増締め 6. 制御状態の確認	
13	膨張タンク制御	2	・上限・下限警報 タンク内の水位により警報を中央監視盤へ表示する。 ・給水制御 電極棒により、タンクの水位を検出し給水電動弁をオン・オフ制御する。	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 調節器の検出作動点確認 4. 操作器の連動作動チェック 5. 端子増締め 6. 制御状態の確認	

NO	制御名称	組	制御内容	点検作業内容	備考
14	シャワー回り制御	2	・シャワー制御 センサーにより、人が通過時一定時間シャワー用電磁弁を開とする。	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 検出器の検出作動確認 4. 操作器の連動作動チェック 5. 端子増締め 6. 制御状態の確認	
15	ファン発停制御(1)	1	・発停制御 メインアリーナ床下の湿度により排気ファンをオン・オフ制御する。	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 調節器の検出作動点確認 4. 端子増締め 5. 制御状態の確認	
16	ファン発停制御(2)	3	・発停制御 暖房時、室温上昇により給気ファンを運転し、外気冷房をする。	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 調節器の検出作動点確認 4. 端子増締め 5. 制御状態の確認	
17	計測	13	・温度湿度計測 プール還気温度 プール水槽温度 外気温度 外気湿度	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 検出器の検出作動点確認 4. 端子増締め	
18	温度指示・記録	2	・測定場所 メインアリーナ(高さごと)×5(1組) サブアリーナ(高さごと)×3(1組)	1. 外観点検、クリーンアップ 2. 単体チェック 3. 検出器の検出作動点確認 4. 記録計の連動作動チェック 5. 端子増締め	

熊取町立総合体育館衛生設備保守点検業務仕様書

○業 務 名

熊取町立総合体育館衛生設備保守点検業務

○業 務 場 所

大阪府泉南郡熊取町久保五丁目 3 番 1 号

熊取町立総合体育館

○業 務 目 的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づき、上記設備の運転、保守及び衛生上必要な措置を行うことを主な業務とし、設備の機能を完全に発揮させることにより、快適な環境をつくるため最善の努力を払い、故障が生じたときは速やかに復旧に努めることを目的とする。

○業 務 内 容

次の設備内容及び作業内訳書のとおり点検を行うとともに、その結果について報告を行うものとする。また、重要な修理・取替の必要を認めたときは、意見を付して、直ちに報告するとともに、各設備の修繕改良等について助言を行うこと。

設 備 内 容

	機 器 名	形式及び仕様	台 数	業務内容
TW - 001	受水槽	FRP製パネル2槽式 容量36m ³ 、36m ³	1	清掃1回＋ 飲料水水質 検査
TH - 101 TH - 102	貯湯槽	横型SUS製 1350φ×3000	2	清掃1回
TE - 101 TE - 102	給湯用密閉式膨 張水槽	鋼板製内部内貼り 有効 600L	2	点検2回
PU - 001	給水ポンプユニ ット	減圧弁式台数制御 65A×5.5kW×3 台	1	点検2回
PHW - 101 PHW - 102	給湯一次ポンプ	SUS製ライン形 32A×0.4kW	2	点検2回
PHW - 103 PHW - 104	給湯二次ポンプ	SUS製ライン形 25A×0.25kW	2	点検2回

作業内訳書

受水槽清掃

NO.	点検作業項目	点検作業内容	備考
1	作業着手前点検	外壁損傷の有無 マンホールの密閉状態	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 水槽周囲の状態 配管類支持の良否	
3	排水作業		
4	水槽内面点検	内壁面の状態点検 清掃前写真撮影	
5	給水装置点検	ボールタップ作動状態 定水弁作動状態	
6	吸水管点検	サクションパイプ点検	
7	電極棒点検	取付状態点検 清掃	
8	槽内洗浄	高圧洗浄 残水処理 清掃後写真撮影	
9	槽内消毒	槽内消毒 仕上げ水洗い 仕上げ消毒後排水	
10	水張り作業	給水状況点検 警報装置点検	
11	水槽外面点検	外壁面の状態 水槽上部の点検 マンホールの状態	
12	接続配管の点検	水抜き管 オーバーフロー管 通気管	
13	簡易水質検査	遊離残留塩素測定	
14	作業終了時点検	外面清掃 スイッチ・警報の復旧 弁等の開度確認	

作業内訳書

飲料水水質検査

	検 査 内 容			
	15項目	15項目	特殊項目	水 質 基 準 値
検 査 項 目	4月～9月に 1回	15項目検査 後6ヶ月	6月～9月に 1回	
一般細菌	○	○		1 ml中100以下
大腸菌群	○	○		検出されないこと
硝酸亜硝酸性窒素	○	○		10 mg/L以下
塩素イオン	○	○		200 mg/L以下
有機物等	○	○		10 mg/L以下
PH値	○	○		PH5.8～PH8.6
味	○	○		異常でないこと
臭気	○	○		異常でないこと
色度	○	○		5 度以下
濁度	○	○		2 度以下
鉛及びその化合物	○	○※		0.05 mg/L以下
亜鉛及びその化合物	○	○※		1.0 mg/L以下
鉄及びその化合物	○	○※		0.3 mg/L以下
銅及びその化合物	○	○※		1.0 mg/L以下
蒸発残留物	○	○※		500 mg/L以下
クロロホルム			○	0.06 mg/L以下
ジブromクロロメタン			○	0.1 mg/L以下
ブromジクロロメタン			○	0.03 mg/L以下
ブromホルム			○	0.09 mg/L以下
総トリハロメタン			○	0.1mg/L以下
シアン化物及び塩化シアン			○	0.01 mg/L以下
臭素酸			○	0.01 mg/L以下
塩素酸			○	0.6mg/L以下
クロロ酢酸			○	
ジクロロ酢酸			○	
トリクロロ酢酸			○	
ホルムアルデヒド			○	

※ 基準内であれば、15項目測定後6か月時点での測定は不要です。

作業内訳書

貯湯槽清掃

NO.	点検作業項目	点検作業内容	備考
1	作業着手前点検	外部断熱損傷の有無 マンホールの密閉状態	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 水槽周囲の状態 配管類支持の良否	
3	排水作業		
4	水槽内面点検	内壁面の状態点検 清掃前写真撮影	
5	計器類点検	圧力計 温度計	
6	槽内洗浄	高圧洗浄 残水処理 清掃後写真撮影	
7	マンホールパッキン取替え		
8	水張り作業		
9	水槽外面点検	外壁面の状態 水槽上部の点検 マンホールの状態	
10	接続配管の点検	水抜き管 給湯管	
11	作業終了時点検	外面清掃 弁等の開度確認	

作業内訳書

密閉式膨張タンク

NO.	点検作業項目	点 検 作 業 内 容	備 考
1	作業着手前点検	本体損傷の有無	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 配管類支持の良否 塗装・断熱の状態	
3	計器類点検	圧力計	
4	作業終了時点検	外面清掃 弁等の開度確認	

作業内訳書

ポ ン プ

NO.	点検作業項目	点 検 作 業 内 容	備 考
1	作業着手前点検	本体損傷の有無 漏れ・腐食の有無	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 防振装置異常の有無 配管類支持の良否 断熱状態の点検	
3	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検	
4	カップリング点検	ゴムの摩耗状態 芯出し点検調整	ラインポンプ・ 水中ポンプ除外
5	計器類点検	圧力計 温度計	
6	弁類点検	漏れ・損傷の有無	
7	軸封部点検	漏れ・発熱の有無	水中ポンプ除外
8	軸受け部点検	ベアリングの良否	
9	圧力タンク点検	空気補給装置 圧力確認	加圧吸水ポンプ のみ
10	運転調整 データ採取	異音・異常振動の有無 搬送状況の判定 各計器による総合判定 電流・電圧	
11	作業終了時点検	外面清掃 スイッチ・設定の確認 弁等の開度確認	

熊取町立総合体育館清掃業務仕様書

1. 業務場所

大阪府泉南郡熊取町久保五丁目3番1号
熊取町立総合体育館

2. 基本業務

総合体育館の清掃業務は、次に定める内容により総合体育館内外の清掃美化を目的として清掃並びに衛生の保守に努め、併せて建物及び附帯設備等の保全維持に努めるものとする。

3. 常勤従事者

従事者は、できるだけ元気で健康なる者を充て、総責任者の指揮に服し誠実に作業をすること。

4. 業務内容等

(1) 日常清掃

ア 業務時間

午前8時30分～午後4時30分

イ 業務日

休館日（火曜日、火曜日が国民の休日にあたる時は、その翌日及び年末年始）を除く毎日

ウ 業務場所及び床面積

【別紙1】作業仕様書及び【別紙2】作業基準書参照のこと。

ただし、別紙1の清掃業務場所について、工事期間中は協議とする。

(2) 定期清掃《年1回ないし2回実施》

ア 業務場所及び床面積等

【別紙1】作業仕様書及び【別紙2】作業基準書参照のこと。

ただし、別紙1の清掃業務場所について、工事期間中は協議とする。

イ 実施月

実施月については、総合体育館長と協議するものとする。

5. 業務遵守事項

- ① 業務については、清掃業務仕様書により行うものとし、必要により総合体育館長の指揮監督を受けるものとする。
- ② 総合体育館の清掃美化を第一目的とし、良好な衛生状態の維持に努めること。
- ③ 清掃に必要な用具類及び消耗品類は、受託者の負担とする。
- ④ 清掃に必要な電気、水道は、総合体育館の負担とする。
- ⑤ 指定場所以外で喫煙、休憩又は火気の使用をしないこと。
- ⑥ 常に細心の注意をもって業務を行い、建物、附帯設備等を汚損しないこと。
- ⑦ 受託者は、清掃作業用被服を貸与し、着用させること。
- ⑧ 上記事項の他は、その都度協議のうえ定めるものとする。

熊取町立総合体育館清掃作業仕様書

階 数	作業場所	床 面	床面積	日常清掃	定期清掃の有・無	備 考
1 F	メインアリーナ	フローリング	1828.75m ²	1／週		
	控室A	ビニルシート	41.39m ²	1／週	有・年1回実施	
	控室B	ビニルシート	70.77m ²	1／週	有・年1回実施	
	控室C	ビニルシート	41.39m ²	1／週	有・年1回実施	
	男女便所	タ イ ル	74.73m ²	1／週		
	役員室	カーペット	17.78m ²	使用後	有・年1回実施	
	放送室	カーペット	23.27m ²	使用後		
	器具庫	モ ル タ ル	321.54m ²	適 宜		
	選手ロビー	ビニルシート	245.63m ²	1／日	有・年2回実施	
	東・西階段	ビニルシート	41.54m ²	1／週	有・年1回実施	
	メインアリーナ周囲廊下	ビニルシート	358.59m ²	1／週	有・年2回実施	
	サブアリーナ	フローリング	639.63m ²	適 宜		
	男女更衣室	ビニルシート	68.87m ²	1／日	有・年2回実施	
	幼児室	カーペット	9.67m ²	1／週	有・年1回実施	
	男女便所	タ イ ル	17.14m ²	1／日		
	サブアリーナ前廊下	ビニルシート	141.61m ²	1／日	有・年2回実施	
	駐輪場	モ ル タ ル		1／週～2／週		
	吹抜（2箇所）	タ イ ル		1／週～2／週		
	風除室（ロビー横）	グレーチング		1／週～2／週		
2 F	男女更衣室	カーペット	54.98m ²	1／日	有・年2回実施	
	シャワー室	タ イ ル	50.63m ²	1／日		
	プール男女便所	タ イ ル	22.00m ²	1／日		
	観客席及び通路	ビニルシート	1308.40m ²	1／週	有・年1回実施	
	メイン男女便所	タ イ ル	132.70m ²	1／週		
	ホワイエ	タ イ ル	352.10m ²	1／日	有・年2回実施	
	スロープ	ビニルシート	213.85m ²	1／2日	有・年1回実施	
	医務室	ビニルシート	25.13m ²	1／日	有・年1回実施	
	サブ男女便所	タ イ ル	40.95m ²	1／日		
	湯沸室	ビニルシート	5.09m ²	1／日		
	事務所前廊下	ビニルシート	124.37m ²	1／日	有・年2回実施	
	駐車場外周り	アスファルト		適 宜		
	風除室	グレーチング		適 宜		
3 F	会議室A	カーペット	65.00m ²	1／週～2／週	有・年1回実施	
	会議室B	カーペット	25.00m ²	1／週～2／週	有・年1回実施	
	視聴覚室	カーペット	45.00m ²	1／週～2／週	有・年1回実施	
	男女便所	タ イ ル	40.95m ²	1／2日		
	湯沸室	タ イ ル	2.98m ²	適 宜		
	会議室前廊下	ビニルシート	66.18m ²	1／日	有・年2回実施	
1F・2F	男女更衣室マット 及びサウナ室タオル			1／日		
1 F	メイン・サブアリーナモップ			1／週～2／週		
昇降機	エレベーター内	ビニルシート		1／日	有・年1回実施	
1 F	トレーニング室	カーペット	240.75m ²		有・年1回実施	
1～3F	窓ガラス（内外）		1806.34m ²	適 宜	有・年2回実施	1回目は全館・2回目は協議
	トレーニング室前階段	ビニルシート	28.34m ²	1／日	有・年2回実施	
	中央階段	ビニルシート	92.86m ²	1／日	有・年2回実施	
2 F	事務室・応接室	カーペット	91.60m ²		有・年1回実施	
	指導員室	カーペット	22.94m ²		有・年1回実施	

熊取町立総合体育館清掃作業基準書

作 業 場 所	作 業 内 容
男女便所	床の掃き拭き、付属備品類、紙屑・汚物処理と容器清掃、衛生陶器の清掃、洗面台・鏡清掃、ペーパー・水石鹸の補充
シャワー室	床洗剤洗い、壁面清掃、金属類の清掃
湯沸室	床の掃き拭き、流し台清掃、ゴミ回収
廊 下	床の掃き拭き、ヒールマーク除去、灰皿・ゴミ回収、壁面除塵、面台拭き
選手ロビー	床の掃き拭き、ヒールマーク除去、机・椅子拭き・整頓、灰皿・ゴミ回収、壁面除塵
風 除	床の拾い掃き拭き
更衣室	床の掃き拭き、机・椅子拭き・整頓、衛生陶器の清掃、洗面台・鏡清掃、水石鹸の補充
ホワイエ	床の掃き拭き、机・椅子拭き・整頓、灰皿・ゴミ回収
医務室	床の掃き拭き、流し台清掃
昇降機	床の掃き拭き、操作盤清拭、扉・溝の清掃、鏡清掃、手摺清掃、壁面除塵
階 段	床の掃き拭き、ヒールマーク除去、手摺拭き
スロープ	床の掃き拭き、ヒールマーク除去、手摺拭き
観客席及び通路	床の掃き拭き、ヒールマーク除去、椅子拭き、ガラス拭き、ゴミ回収
駐輪場	床拾い掃き
器具庫	床の掃き拭き
会議室・視聴覚室	床の吸塵、シミ取り、ホワイトボード拭き、ゴミ回収
駐車場外回り	床の拾い掃き
その他	職員の指示による

熊 取 町 立 総 合 体 育 館

トレーニングシステム保守点検業務仕様書

1. 保守点検の目的

以下の諸条項の基づいてトレーニングシステム（PAM/Training/Win）を、常に支障なく稼働できるよう点検及び調整するものとする。

2. 保守点検の範囲

運動処方システム（PAM/Training/Win）

①基本性能	1
②トレーニングメニュー作成機能	1
ベーシックコース	1
シェイプアップコース	1
フリーコース	1
③トレーニングマイレージ管理機能	1
④利用時計管理機能	1
⑤体力・形態測定診断機能	1
⑥体力・形態測定診断機能（持出用）	1

3. 保守点検内容

（1）突発的な障害発生時の指示と復旧

不時の異常が発生した場合（通常では発生しないエラーによる障害など）に、装置・ソフトのどちらに起因するかをリモート調査にて調査判断し、復旧への指示及び対応を図ること。但し、リモート操作による復旧が困難な場合は、技術員を派遣し復旧に必要な対応を図ること。

（2）ソフト検収完了後に露見された、プログラムに起因する潜在的な不具合については、調査の上プログラムの修復を行い、リモート操作にてプログラムを更新すること。

但し、リモート操作によるプログラムの更新が困難な場合、技術員を派遣するか、CD等の記録媒体を送付し、必要な対応を図ること。

（3）本町の故意ではない誤操作などによってデータ破壊が生じた場合、リモート操作にてデータ破壊状態を調査判断し、復旧への指示及び対応には誠意をもって行うこと。

但し、リモート操作による調査判断が困難な場合は、技術員を派遣し復旧に必要な対応を図ること。

（4）本町からの電話・ファックス・メール等によるシステムに関する問い合わせに対応すること。

4. 除外作業

次の事項は、本件保守の範囲には含まないとし、これを行う場合は本町との間で別途協議のうえで、実施時期、料金等を決定することとする。

- ①本町の依頼によるシステムの追加・変更・修正作業
- ②本町により、システムの設定を変更した（他のアプリケーションソフト・装置の追加等）ために生じたシステム及びデータの破壊に係る復旧作業。
- ③本町の度重なる誤操作によるシステム破壊に対する復旧作業。
- ④本町の担当者変更等による再操作指導。
- ⑤受託者以外との通信（インターネット等）によるシステム及びデータの破壊に関わる復旧作業。
- ⑥データ入力及び納入以外のコース及びフリーコースのトレーニングメニューのマスター登録作業。
- ⑦火災・過失・事故による対応及び復旧作業。

5. 秘密保持

本契約の履行に関して知りえた業務上その他の秘密を、本契約の有効期間中のみならず、その終了後も第三者に漏洩してはならないこととする。

熊取町立総合体育館温水プール設備 保守点検業務仕様書

1. 業務目的 総合体育館温水プールにおける、衛生的環境を確保するため、当設備の運転、保守、清掃並びに衛生上必要な措置を行うことを主な業務とし、設備の機能を完全に発揮させることにより、快適な環境をつくるため最善の努力を払い、故障が生じたときは速やかに復旧に努めることを目的とする。

2. 対象施設

(1) ろ過機ユニット	数量 2
(2) 自動塩素滅菌装置ユニット	数量 2
(3) 凝集剤注入装置	数量 2
(4) 薬液槽	数量 1
(5) 制御盤	数量 1
(6) オーバーフロー槽	数量 1
(7) 室内プール槽(25m)	数量 1

※詳細は別紙 1 のとおり

3. 業務内容

(1)保守点検（上記(1)～(5)施設：年 4 回、(6)(7)施設：年 1 回）
受託者は、機器・装置の点検及び清掃を行い、必要に応じ
て調整を行うものとする。点検項目及び内容については、
別紙 2 点検内容のとおりとする。

(2)部品・機器の修理、取替え及び調整

受託者は、点検を通じて機器の機能維持に必要があると判断した場合には、直ちに町担当者に連絡し指示を受けた後、速やかに修理等を行うものとする。

(3)不調時の点検設備

受託者は、故障呼出しに応じ、町から要請があった場合は、速やかに専門技術者を派遣して、正常な状態に復帰させるものとする。

(4)報告書の提出

受託者は、点検整備作業の都度、速やかに作業報告書を提出するものとする。

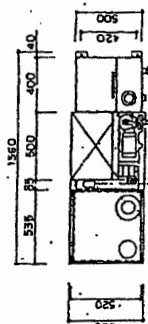
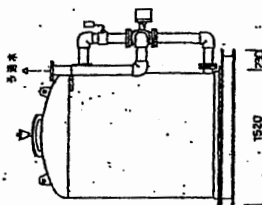
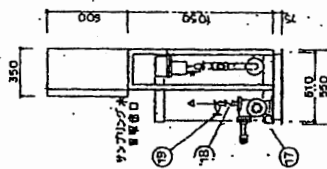
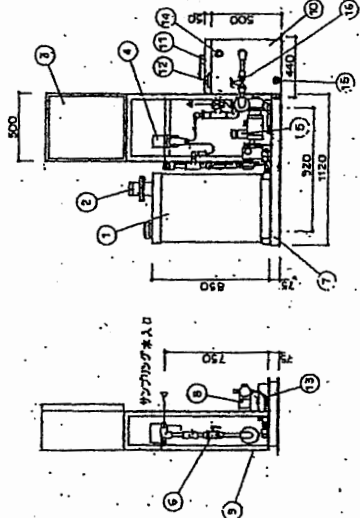
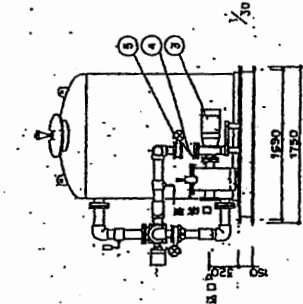
4. 点検実施時期 **別紙3**点検実施行程月のとおり

5. そ の 他 この仕様書に定めのない事項については、町及び受託者双方協議のうえ定める。

Technical drawing of a mechanical assembly, likely a pump or engine component. The drawing shows a detailed view of the internal components, including a central shaft, various gears, and a housing. Dimensions are provided in millimeters (mm) and centimeters (cm). The drawing is labeled with various parts and dimensions, including:

- Dimensions: 100, 150, 200, 250, 300, 350, 400, 450, 500, 550, 600, 650, 700, 750, 800, 850, 900, 950, 1000, 1050, 1100, 1150, 1200, 1250, 1300, 1350, 1400, 1450, 1500, 1550, 1600, 1650, 1700, 1750, 1800, 1850, 1900, 1950, 2000, 2050, 2100, 2150, 2200, 2250, 2300, 2350, 2400, 2450, 2500, 2550, 2600, 2650, 2700, 2750, 2800, 2850, 2900, 2950, 3000, 3050, 3100, 3150, 3200, 3250, 3300, 3350, 3400, 3450, 3500, 3550, 3600, 3650, 3700, 3750, 3800, 3850, 3900, 3950, 4000, 4050, 4100, 4150, 4200, 4250, 4300, 4350, 4400, 4450, 4500, 4550, 4600, 4650, 4700, 4750, 4800, 4850, 4900, 4950, 5000, 5050, 5100, 5150, 5200, 5250, 5300, 5350, 5400, 5450, 5500, 5550, 5600, 5650, 5700, 5750, 5800, 5850, 5900, 5950, 6000, 6050, 6100, 6150, 6200, 6250, 6300, 6350, 6400, 6450, 6500, 6550, 6600, 6650, 6700, 6750, 6800, 6850, 6900, 6950, 7000, 7050, 7100, 7150, 7200, 7250, 7300, 7350, 7400, 7450, 7500, 7550, 7600, 7650, 7700, 7750, 7800, 7850, 7900, 7950, 8000, 8050, 8100, 8150, 8200, 8250, 8300, 8350, 8400, 8450, 8500, 8550, 8600, 8650, 8700, 8750, 8800, 8850, 8900, 8950, 9000, 9050, 9100, 9150, 9200, 9250, 9300, 9350, 9400, 9450, 9500, 9550, 9600, 9650, 9700, 9750, 9800, 9850, 9900, 9950, 10000.
- Labels: 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100.
- Notes: 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

六二〇 羅拔國威特利

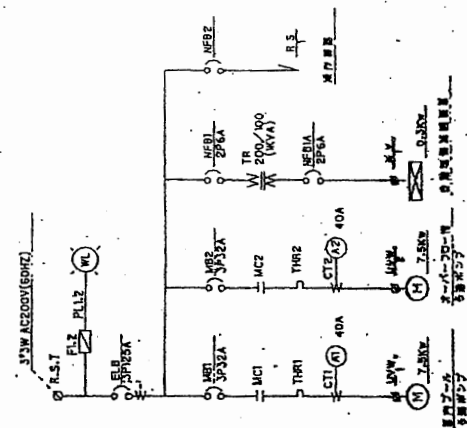
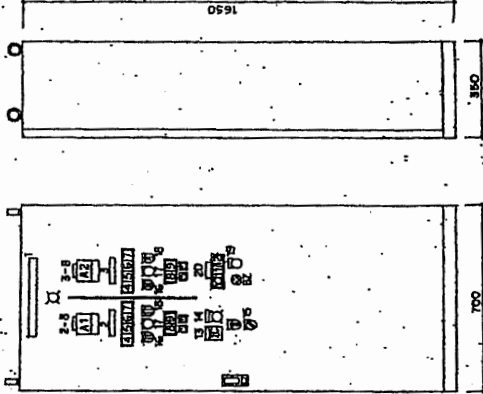
[illegible]

ろ過能力 70 ㎡/h

記号	名 称	仕 場
1	左巻ツグ	1000×1700mm(15S)
		30mm 折板 両面直巻ツグ
2	ハーフ・リッナー	1000×1800×90×100(15S)
		内巻 FRP・ツグ (125mm) (SUS)
3	標準ツグ	800×1800×115T/125mm 250mm 250W
		アイソコート・ツグ
4	ホツテ蒸気弁	65A ツグ・弁
5	ホツテ蒸気弁	65A バック・弁 (47×2)
6	自動排水弁	100A 標準型 5分弁
7	アラビア管	80A アラビア標準型
8	圧力弁	750A 標準型 / 1000A ¹⁾ / 1250A ²⁾
9	エアー排水弁	125A 標準型・標準弁 [C (SUS)]
10	ツグ・バルブ・コック	25A ツグ (10分) [C]
11	高圧排水弁	140×100 L 40×3
12	排水弁	C 150×75×6
13	排水高圧弁	100A バック・弁 (47×2)
14	標準排水弁	PT 100

タンク内面塗装 9999-2222
タンク外面塗装 9999-2222
ユニット内、外面は、9999-2222とす

型名	名	作	スイッチ	ランプ
1	金品の透視写真撮影機			
2	露光フィルム分離機			
3	オーバーフロー防止装置			
4	吊 環			RL
5	砂 漏			WL
6	流 放			WL
7	流 放			WL
8	流放ポンプ		自動・停止	RL
9	流放吸入ポンプ		停止	RL
10	ポンプ・水送ポンプ		停止	OL
11	オーバーフロー防止ポンプ			OL
12	流 放			OL
13	流 放			
14	流 放			
15	流 放			
16	流 放			
17	流 放			
18	流 放			
19	流 放			
20	流 放			
21	流 放			
22	流 放			
23	流 放			
24	流 放			
25	流 放			
26	流 放			
27	流 放			
28	流 放			
29	流 放			
30	流 放			
31	流 放			
32	流 放			
33	流 放			
34	流 放			
35	流 放			
36	流 放			
37	流 放			
38	流 放			
39	流 放			
40	流 放			
41	流 放			
42	流 放			
43	流 放			
44	流 放			
45	流 放			
46	流 放			
47	流 放			
48	流 放			
49	流 放			
50	流 放			
51	流 放			
52	流 放			
53	流 放			
54	流 放			
55	流 放			
56	流 放			
57	流 放			
58	流 放			
59	流 放			
60	流 放			
61	流 放			
62	流 放			
63	流 放			
64	流 放			
65	流 放			
66	流 放			
67	流 放			
68	流 放			
69	流 放			
70	流 放			
71	流 放			
72	流 放			
73	流 放			
74	流 放			
75	流 放			
76	流 放			
77	流 放			
78	流 放			
79	流 放			
80	流 放			
81	流 放			
82	流 放			
83	流 放			
84	流 放			
85	流 放			
86	流 放			
87	流 放			
88	流 放			
89	流 放			
90	流 放			
91	流 放			
92	流 放			
93	流 放			
94	流 放			
95	流 放			
96	流 放			
97	流 放			
98	流 放			
99	流 放			
100	流 放			



点 検 内 容

(1) ろ過機ユニット

①	塗装	②	漏水	③	ろ材
④	操作弁	⑤	エア抜き	⑥	圧力計
⑦	その他作動状況 の点検一式				

(2) 自動塩素滅菌装置ユニット

①	モーター作動	②	センサー部状態	③	回収ポンプ
④	制御盤	⑤	残留塩素の実測他		

(3) 凝集剤注入装置

①	モーター作動	②	注入	③	吐出部
④	その他作動状況 の点検一式				

(4) 薬液槽

①	配管の状態	②	タンク内の液漏 れ確認		
---	-------	---	----------------	--	--

(5) 制御盤

①	ランプ	②	スイッチ類	③	タイマー
④	その他作動状況 の点検一式				

(6) オーバーフロー槽

①	作業着手前点検	②	据付状態点検	③	排水作業
④	水槽内面点検	⑤	給水装置点検	⑥	電極棒、ボールタ ップ点検
⑦	計器類点検	⑧	槽内洗浄	⑨	水張り作業
⑩	水槽外面点検	⑪	接続配管の点検	⑫	作業終了時点検

(7) 室内プール槽

①	作業着手前点検	②	排水作業	③	水槽内面点検
④	給水装置点検	⑤	計器類点検	⑥	槽内洗浄
⑦	水張り作業	⑧	接続配管の点検	⑨	作業終了時点検

《点検実行程月》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) ろ過機ユニット			◎				◎		◎			◎
(2) 自動塩素滅菌 装置ユニット			◎				◎		◎			◎
(3) 凝集剤注入装置			◎				◎		◎			◎
(4) 薬液槽			◎				◎		◎			◎
(5) 制御盤			◎				◎		◎			◎
(6) オーバーフロー槽 【槽内洗浄】							◎					
(7) 室内プール槽 【槽内洗浄】							◎					

※◎は点検実施月を表す。

熊取町立総合体育館中央監視制御システム保守点検業務仕様書

(業務場所及び住所)

業務場所 : 熊取町立総合体育館

住 所 : 大阪府泉南郡熊取町久保五丁目 3 番 1 号

(保守点検の目的)

受託者は、受託者により教育訓練された技術者を派遣し、以下の諸条項の基づいて中央監視盤を常に支障なく稼働できるよう点検及び調整するものとする。

(保守点検の範囲)

1. 中央制御装置

- | | |
|-----------------|---|
| ①マスターコントロールユニット | 1 |
| ②E Lディスプレイ | 1 |
| ③タッチパネル | 1 |
| ④アナンシエータパネル | 1 |
| ⑤ミニプリンタ | 1 |
| ⑥ノートパソコン | 1 |
| ⑦外付プリンター | 1 |

2. R S－Eリモートステーション盤 1

3. I T C (インテリジェントターミナルコントローラ) タイプ 1 3 4

4. C V C F (無停電電源装置) 7 5 0 V A 1

※システム構成 I T C (インテリジェントターミナルコントローラ) から中央処理装置までを中央監視制御システムとして位置づけ、保守の対象範囲とする。よって、設備機器から I T C までは保守対象外とする。

(保守点検内容)

1. 中央監視制御装置

(1) ハードウェア (S X)

- | | |
|---------------|--|
| ①本体 | ・ L A E ボードの確認、清掃
・ きょう体の清掃 |
| ②E Lディスプレイ | ・ 画面の清掃
・ きょう体の清掃 |
| ③アナンシエータパネル | ・ ランプテストによる L E D 点灯確認
・ ボードの確認、清掃
・ きょう体の確認 |
| ④ノートパソコン・プリンタ | ・ きょう体、メカ部分の清掃
・ 用紙検出センサー部の清掃
・ 印字品質の調査 |

⑤電源部

外観／機能等の点検調整

- ・各種保護回路、警報回路の動作確認
- ・端子緩み、ワッシャの締め付け具合
- ・電源部以上有無の目視確認

入力電源電圧測定

- ・入力電源（AC 100V $\pm$ 10%）

出力電源電圧測定

- ・出力電圧（AC 100V $\pm$ 10%）

バッテリー電圧の測定

- ・バックアップ電源（DC 3V以上）

（2）ソフトウェア

①表示操作

- ・指定の操作により、指定通りの画面が表示されること

②画面確認

- ・正常な画面フォーマットで表示されていること

③印字操作

- ・指定操作により、指定通りの動作を行うこと
：日報、月報印字 ：各種履歴印字
：運転時間、発停回数積算印字

④信号試験 （注）信号は完成図書に記載された規格に準ずること

監視信号

- ・システムの分岐点（ITCおよびRS端子台）より信号を入力し、指定通りに表示、印字、警報の発報がされること

制御信号

- ・指定の操作でシステムの分岐点（ITCおよびRS端子台）より、指定の制御信号が出力されること

⑤自動制御

- ・各自動制御機能が規定通りの機能を果たすこと（各機能とも代表検査）

：スケジュール制御 ：アナンシェータ制御

※信号試験及び自動制御の機能試験に関しては、運用上可能な検査のみ実施。

2. 伝送端末装置

（1）インテリジェントターミナルコントローラ（ITC）

①外観

外観／機能等の点検調整

- ・きず、へこみ、破損の確認
- ・装置外観および内部の清掃
- ・接続ケーブル、端子等の接続状況の確認
- ・LED表示の確認
- ・装置の発熱、変色等の有無確認
- ・配線の緩み、外れ等の確認
- ・配線の断線確認
- ・配線の固定確認

②電源部

外観／機能等の点検調整

- ・各種保護回路、警報回路の動作確認

入力電源電圧の測定
バッテリー電圧の測定

- ・端子緩み、ワッシャの締め付け具合
- ・電源部異常有無の目視確認
- ・入力電源（AC 85 v～264 v）
- ・バックアップ電池（DC 3 v以上）

③伝送

センター伝送

- ・正常に動作していることを確認する

④基板

外観／機能等の点検調整

- ・プリント基板の塵除去、接線清掃
- ・プリント基板の焼損確認
- ・プリント基板の変形確認
- ・傷による断線確認
- ・コネクタの外れ確認

3. 無停電電源装置（CVCF）

①CVCF

外観／機能等の点検調整

- ・各種保護回路、警報回路の動作確認
- ・端子緩み、ワッシャの締め付け具合
- ・排熱ファンからの異音確認
- ・ランプ点灯状態の確認
- ・外観点検、清掃
- ・入力電源（AC 100 v $\pm$ 15%）
- ・電源（AC 100 v $\pm$ 10%）

入力電源電圧の測定

出力電源電圧の測定

（定期点検）

受託者は業務期間中、委託者の指定する日に1回定期点検を行う。

（消耗品について）

交換の必要が生じた機器、部品および消耗品（プリンタ用紙、プリンタインクリボン等）は委託者の負担とする。

（故障時の点検整備）

中央監視盤に故障が生じたときは、委託者の要求により受託者は、速やかに技術者を派遣し適切な処置を行う。

（点検報告）

点検調整の結果は、報告書を作成し、委託者に提出する。

熊取町立総合体育館警備業務委託仕様書

この仕様書は、熊取町立総合体育館警備業務委託契約書に基づいて、その内容を示すものであるが、この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる部分は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

第1条 警備対象

1. 所在地 大阪府泉南郡熊取町久保五丁目3番1号
2. 対象物 熊取町立総合体育館

第2条 警備目的

この警備は、委託者（以下「甲」という。）の所有または管理する警備対象物の火災盗難を防止するとともに、その他の不法行為を排除し、財産の保全を守り、もって円滑なる甲の業務運営遂行に寄与することを目的とする。

第3条 警備任務

1. 火災、盗難及び不法行為の拡大防止
2. 事故発生時における関係先への通報連絡
3. 警備実施事項の報告
4. その他警備に付随する事項について甲及び受託者（以下「乙」という。）で協議のうえ取り決めた事項の遂行

第4条 警備実施方法

1. 機械警備と不定时巡回機動警備の併用
2. 警備実施計画書は乙において作成し、甲乙協議のうえ決定する。

第5条 警備運営上の権限

甲は警備業務遂行のため必要な警備上の権限を乙に付与するものとし、その指揮命令権は乙に属する。

第6条 警備責任

乙の警備責任は、甲が警報装置の作動を開始したときに始まり翌業務日、甲が警報装置を解除した時に終わる。

第7条 警備担当時間

自動（火災、盗難）警報装置による警備業務を担当する時間は原則として次の通りとする。

- ・ 閉館日

午後 10 時 00 分から翌日午前 9 時 00 分まで

- ・ 休館日（火曜日、火曜日が国民の休日にあたる時は、その翌日及び年末年始）

火曜日 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分及び午後 10 時 00 分から翌日午前 9 時 00 分まで

年末年始（12月29日から翌年1月3日）

12月29日午前 9 時 00 分から翌年 1 月 4 日午前 9 時 00 分まで

第 8 条 警備機械と運営組織

自動警報設備

（1）警報装置

イ．警報装置は、警報対象物件で発生した異常事態を乙の警備本部集中監視センターへ自動的に通報する機能を有する。

ロ．甲および乙は警報装置が常時正確な機能を保持するよう管理しなければならない。また、異常を発見したときは速やかに連絡するものとする。

ハ．乙は万一警備時間中に警備装置作動不能になった場合は、代替警備対策を構ずるものとする。

（2）警備本部（集中監視センター）

警備本部は、警備責任時間中警報受信装置を間断なく監視するとともに常に巡回警備士と連絡を保ち警備の万全を計る。

（3）巡回機動警備

巡回機動警備員は、常に警備本部と連絡を保持し警備対象の異常事態に備えるべく 1 日に 2 回以上巡回警備するものとし、そのうち 1 回以上はすべてを巡回警備するものとする。

なお、休館日等については 3 回以上とする。

第 9 条 平常時における警備開始

（1）自動警報装置に依る警備開始

イ．甲の最終退出者は防火防犯その他の事故防止上必要な処置を行い、確認ランプで各警報機器のセット状況を確認する。

ロ．次に最終退出者は特に定めた退出口を施錠した後、指定された警備開始方法に依り警備を開始する。

ハ．乙の集中監視センターにおける取扱

甲の最終退出者の警備開始により自動的に標示される警戒信号を確認し、警備を開始する。

(2) 同上装置に依る警備終了時における取扱

イ. 甲の最初の入室者は入室前に指定された警備解除方法に依り警備をOFF（解除）にセットする。

ロ. 乙は甲の最初の入室者の警備解除に依り自動的に標示されるOFF（解除）信号を確認し警備を終了する。

(3) 警備実施期間中における甲の入室

原則として認めない。ただし、やむを得ない場合のみ下記のとおり行う。

イ. 甲の届出の緊急連絡者は、乙に対し警備中断の申し入れをし、警備解除の操作をした後、甲の責任において処理するものとする。

ロ. 前項に引続き乙の警備本部へ電話により「甲の氏名、所属、用件」を告げ乙の確認を受けるものとする。

ハ. 甲の臨時入室中の警備は甲の責任において実施する。

第10条 異状事態発生時における乙の処置

1. 警報受信装置により警備目的に異状事態が発生したことを感知した時、乙は機動隊を速やかに急行せしめ、異状事態を確認するとともに被害の拡大防止にあたる。

2. 警備対象物に到着した機動隊は異状事態を確認後本部管制室へその状態を連絡、必要に応じて関係先に通報する。

なお、ガス漏れを感知したときのみ、大阪ガスへ通報する。

第11条 事故報告書の提出

警備実施時間中に事故が発生したとき、乙は事故報告書を甲の警備責任者に提出する。

第12条 警備装置の保守点検

甲の警備対象に設置された警報装置の機能について乙は適宜保守点検を行うものとする。

第13条 甲の緊急連絡者名簿の提出

1. 甲は乙に対しあらかじめ緊急連絡者名簿（最低3名）を提出する。

2. 緊急連絡者名簿に変更ある時は、遅滞なくその都度文書をもって通知する。

第14条 その他

この警備計画書に定めない実施上の事項についてはその都度甲・乙が協議し文書に取り決めるものとする。

協 定 事 項

1. 既設自動火災報知設備及びガス漏れ警報機と警報発信機との接続は、下記とおりにて行うものとする。

イ. 既設火報設備及びガス漏れ警報機のベル回路より移報機を設け、警報発信機に導入する。

ロ. 接続に必要な設備は、乙が工事担当者が行い、既設火報設備及びガス漏れ警報機への結線作業は、乙にて行うものとする。

ハ. 既設火報設備及びガス漏れ警報機の不備、故障などにより生ずる災害に対しては、警備業務請負業者はその責を負わないものとする。

ニ. 既設火報設備及びガス漏れ警報機の保守管理及び故障の修復は熊取町にてこれを行う。ただし、その都度、乙に連絡を行うものとする。

2. 警備対象物の増、改築に伴う変更については、事前に乙に連絡を行う。

特 記 事 項

1. 警備にあたっては、事故（火災・盗難）の通報を受けてから30分以内に 現地に到着すること。
2. 巡回機動警備は1日2回以上となっている。時間は原則閉館後の午後10時、午前2時に巡回をすること。
なお、原則として、休館日は午後4時30分、午後10時、午前2時の巡回を併せて3回とする。
3. 機械警備上における必要な警備設備については、警備会社の負担とすること。
4. 傷害補償の保険に加入すること。
人身事故 については、1事故につき10億円（被害者1名につき1億円）
物損事故 については、1事故につき10億円
5. 月々の警備内容を警備報告書にとりまとめて、翌月10日までに報告すること。

熊取町立総合体育館トレーニングシステム用サーバ等保守点検
業務仕様書

区分	商品名	型番	数量	備考
サーバ	Express5800/120Eh(XD2/2G(4)-W 23R2)SASモデル	NP8100-1291P 1	1	NEC
サーバ周辺機器	ディスクアレイコントローラ	N8103-99	1	NEC
サーバ周辺機器	増設用73.2GB HDD	N8150-200	3	NEC
サーバ周辺機器	内蔵3.5インチFDD(USB)	N8151-71A	1	NEC
サーバ周辺機器	15型液晶ディスプレイ	N8171-45A	1	NEC
以下余白				

熊取町立総合体育館防火設備定期点検業務仕様書

この仕様書は、熊取町立総合体育館（以下「甲」という）の防火設備等の保守点検業務に適用する。

1. 場 所 大阪府泉南郡熊取町久保五丁目3番1号
 熊取町立総合体育館

2. 業務の遂行

受託者は、防火用設備等の機能が十分に発揮できるように仕様書及び関係法令等に基づき、安全かつ的確に業務を遂行しなければならない。

3. 業務内容

業務の内容は次のとおりとする。

建築基準法第12条第3項の規定に基づく防火設備の検査の定期報告書提出のための業務。

国・地方自治体の防火設備 1年以内ごとに専門資格者による検査と結果の報告
防火シャッター、防火扉などの駆動装置の検査、感知器と連動させた動作確認。

4. 建築設備の概要

防火シャッター 1 F 1ヶ所 2 F 4ヶ所

防火扉 1 F 2ヶ所 2 F 7ヶ所 3 F 2ヶ所

位置等は別添図面のとおり

防火設備管理表

管理番号	種別	階	感知NO.	備考
1F-SS1	防火シャッター	1	4	
2F-SS1	防火シャッター	2	1	
2F-SS2	防火シャッター	2	1	
2F-SS3	防火シャッター	2	1	
2F-SS4	防火シャッター	2	1	
1F-SD1	防火扉	1	1	
1F-SD2	防火扉	1	1, 2	
2F-SD1	防火扉	2	1	
2F-SD2	防火扉	2	1, 3	
2F-階段－SD1	防火扉	2	5	
2F-ドーム－SD2	防火扉	2	5	
2F-階段－SD3	防火扉	2	6	
2F-ドーム－SD4	防火扉	2	6	
2F-SD5	防火扉	2	2	
3F-SD1	防火扉	3	3	
3F-SD2	防火扉	3	2	

記号	種別
SD	防火扉
SS	防火シャッター
	連動制御盤
	煙感知器管理No
	縦穴区画
★	総合的作動実施部

上枠にすれ有

1F-SD1

S3

1F-SS1

S4

2F-SS1

S1

連動制御盤

2F-SD2

S1.3

2F-SS2

S1

2F-SS3

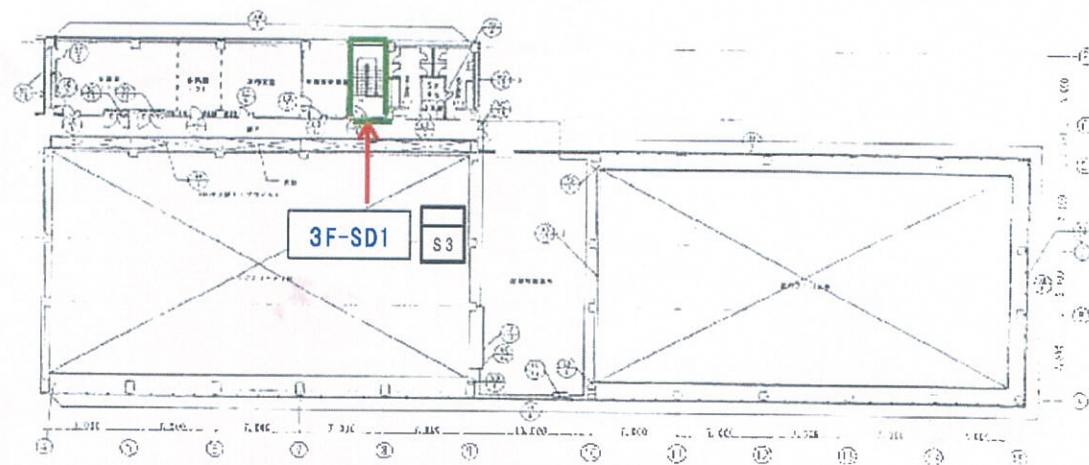
S1

2F-SS4

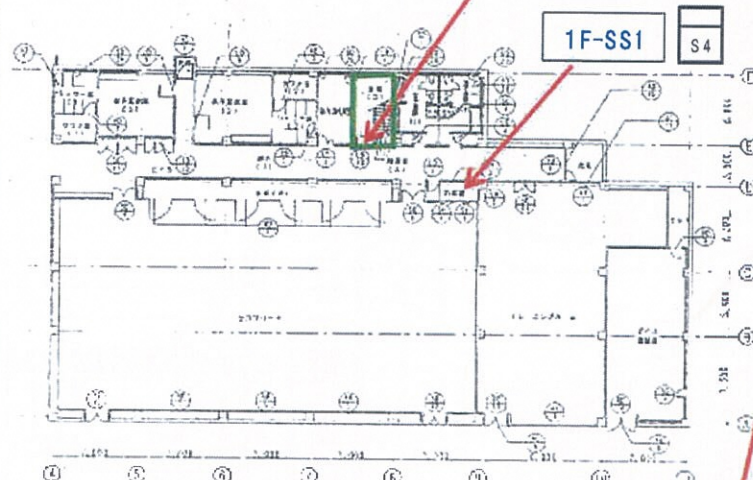
S1

2F-SD1

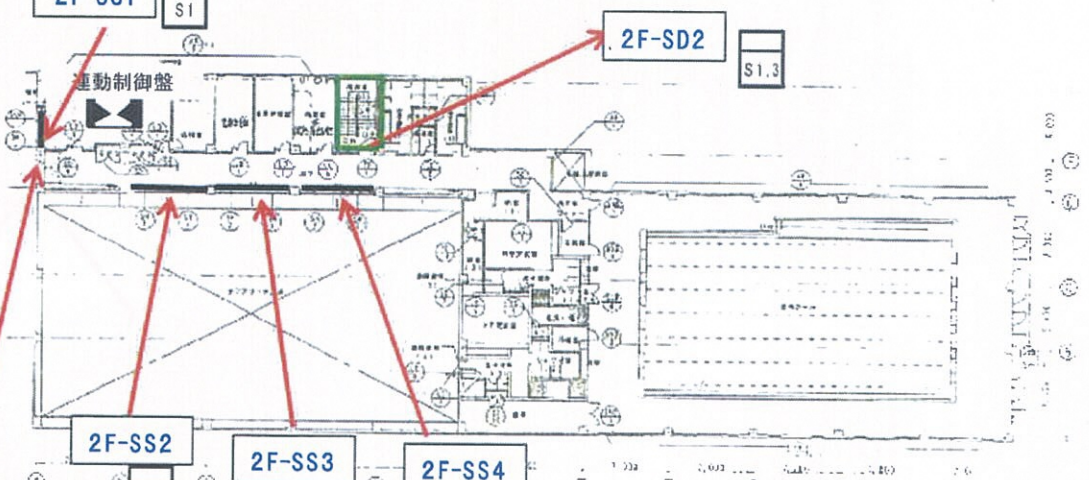
S1



2階 リフト、エレベーター、階段設置図



1階 リフト、エレベーター、階段設置図



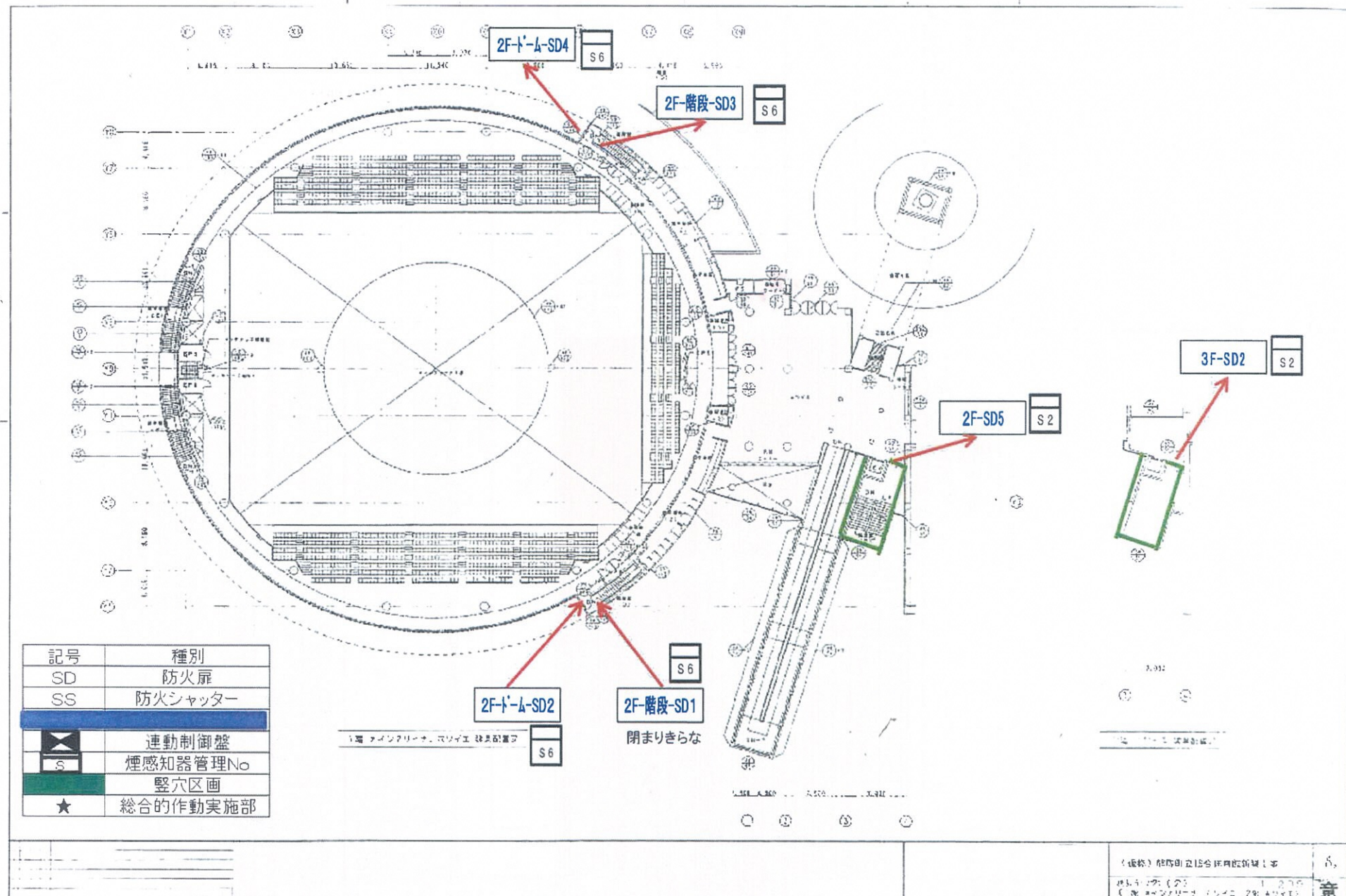
2階 リフト、エレベーター、階段設置図

(施設) 消防設備の点検・点検記録簿

第11号 (3)

1階 リフト、エレベーター、階段設置図

意



熊取町立総合体育館備品一覧

・・・有料分

体育館アリーナ系統

用途(保管場所)	品 名	数 量	単 位	購入年度
【貸し出し用付帯施設・器具】				
アリーナ/器具庫	折りたたみテーブル(天板・脚部おりたたみ)	26	台	8
アリーナ/器具庫	折りたたみ椅子	990	脚	8
アリーナ/器具庫	折りたたみステージ	36	台	8
アリーナ/器具庫	フロアーシート	71	枚	8
アリーナ/機械室	電光得点表示装置	2	台	8
アリーナ/機械室	ファール回数表示器	2	組	8
アリーナ	可動ステージ	1	台	8
アリーナ/ステージ奥倉庫	演台(大)	1	台	8
アリーナ/ステージ奥倉庫	演台(小)	1	台	8
放送室	マイクロフォン	7	本	15
放送室	ピンマイク	2	本	15
放送室	有線マイク	6	本	15
放送室	放送設備一式	1	式	8
放送室	CDデッキ(放送設備一式の一部)	1	台	R3
放送室	放送用アンプ	2	台	宝くじ助成1
放送室	両開き保管庫	1	台	8
放送室	事務用チェア	4	脚	8
放送室	レコードプレイヤー	1	台	故障・8
放送室	フオノイコライザー	1	台	8
放送室	チューナー	1	台	15
放送室	ACコードリール	3	台	8
放送室	ACコードリール	2	台	宝くじ助成
アリーナ/器具庫	フロアーシート収納架台	5	台	8
アリーナ/器具庫	巻取機	3	台	8
アリーナ/器具庫・倉庫	ボール入れ籠	7	個	8
アリーナ/器具庫	得点板(バスケットボール兼用)	8	台	8
アリーナ/器具庫	折りたたみ椅子運搬台車	15	台	8
アリーナ/器具庫	オフィシャルテーブル	2	台	8
アリーナ/器具庫	モップ掛台ST	2	台	8
アリーナ/器具庫	ボール整理台(メイン用)	1	台	8
アリーナ/器具庫	ボール整理台(サブ用)	1	台	8
アリーナ/器具庫	審判台(国際規格)	2	台	8
アリーナ/器具庫	審判台(一般用)	2	台	8
アリーナ/器具庫/事務所	ボール内圧計	0	台	8
アリーナ/器具庫	拡声器	2	個	8
アリーナ/器具庫	パルス発生器(大時計調整用)	1	台	8
アリーナ/器具庫	折りたたみステージスカーティング幕(31.2m)	1	張	8
アリーナ/ステージ奥倉庫	花台	2	台	8
アリーナ/器具庫	軽量棚	4	台	8
アリーナ/器具庫	折りたたみテーブル運搬台車	2	台	8
アリーナ/器具庫	エアロビクス用マット	20	枚	8
アリーナ/器具庫	器具運搬台車	2	台	11
【卓球】				
アリーナ/器具庫	卓球台	31	台	18
アリーナ/器具庫	卓球用フェンス	166	台	8
アリーナ/器具庫	フェンス運搬車	4	台	8
アリーナ/器具庫/健康相談室	卓球ネット	50	枚	不明
健康相談室	得点板(卓球用)	21	台	8
指定管理者事務所	得点板(卓球用)	3	台	8

用途(保管場所)	品 名	数 量	単 位	購入年度
【バレーボール】				
アリーナ/器具庫	バレーボールネット(ソフトバレーボール)	0	枚	18
アリーナ/器具庫	ネット高スケール	2	本	8
アリーナ/器具庫	アンテナ バレー用	4	組	8
アリーナ/器具庫	線審用フラッグ バレー用	4	組	8
アリーナ/器具庫	警告カード バレー用	4	組	8
アリーナ/器具庫	記録員用告知ブザー(大響ブザー)バレー用	2	台	8
アリーナ/器具庫	バレーボール置台(6個置き)	1		8
アリーナ/器具庫	バレーボール用支柱カバー	4	対	8
アリーナ/器具庫	6人制バレーボールネット	4	張	8
アリーナ/器具庫	男子9人制バレーボールネット	4	張	8
アリーナ/器具庫	バレーボール用支柱	4	対	8
【バスケットボール】				
アリーナ/器具庫	バスケットゴール	2	対	8
アリーナ/器具庫	30秒タイマー(バスケットゴールゴール取付)	2	対	故障・8
【トランボリン】				
アリーナ/器具庫	セノックマット	4	枚	11
アリーナ/器具庫	トランボリン	2	台	11
【バドミントン】				
アリーナ/器具庫	バドミントン支柱	13	組	8
アリーナ/器具庫	バドミントンネット	13	枚	8
アリーナ/器具庫	バドミントン用得点版	10	台	8
【ハンドボール】				
アリーナ/器具庫	ハンドボール用ゴール	1	対	8
アリーナ/器具庫	室内ハンドボール用ネット	1	対	8
【フットサル】				
アリーナ/器具庫	フットサル用ゴール	1	対	不明
アリーナ/器具庫	フットサル用ネット	1	対	不明

体育館アリーナ以外全般系統

用途(保管場所)	品 名	数 量	単 位	購入年度
医務室	ホスピタルワゴン	1	台	8
医務室	薬品戸棚	1	台	8
医務室	ベッド	2	台	8
医務室	担架	2	台	8
医務室	担架収納ケース	1	台	8
医務室	保管庫ベース	1	台	8
会議室/視聴覚室	スタッキングチェア用台車	2	台	8
会議室/視聴覚室	折りたたみテーブル(天板のみ折りたたみ)	35	台	8
会議室/視聴覚室	スタッキングチェア	98	脚	8
会議室/視聴覚室/控室/役員室	電話台	5	台	8
会議室/視聴覚室/控室/役員室	掛時計	7	個	8
視聴覚	AVテーブル	1	台	8
視聴覚	スピーカー	2	台	8
視聴覚	スピーカー用金具	2	個	8
視聴覚	アンプ付ミキサー	1	台	8
視聴覚	カラーテレビ	1	台	8
視聴覚	ビデオデッキ	2	台	8
視聴覚準備室	オーバーヘッドプロジェクター	1	台	8
視聴覚準備室	ビジュアルプレゼンター	1	台	8
視聴覚準備室	スライド映写機	1	台	8
視聴覚準備室	スライド映写機用トレイ	2	台	8
視聴覚準備室	プロジェクター用スクリーン	2	台	8
視聴覚準備室	ビデオプロジェクター	1	台	8
視聴覚準備室	両開き保管庫	6	台	8
視聴覚準備室	印刷機	1	台	29
視聴覚準備室	引違い保管庫	1	台	8
視聴覚準備室	両開き保管庫	1	台	8
スポーツ振興G事務所	片袖机	1	台	8
スポーツ振興G事務所	テレビ	1	台	8
スポーツ振興G事務所	ホワイトボード(固定式)	3	台	8
スポーツ振興G事務所	両袖机	3	台	8
スポーツ振興G事務所	袖なし机	2	台	8
スポーツ振興G事務所	角型くず入れ	3	個	8
スポーツ振興G事務所	脇机	1	台	8
指定管理者事務所	袖なし机	1	台	8
指定管理者事務所	袖キャビネット	2	台	8
指定管理者事務所	書類保管庫	5	台	8
指定管理者事務所	脇机	2	台	8
指定管理者事務所	片袖机	7	台	8
指定管理者事務所	二人用デスク	1	台	8
指定管理者事務所	事務用チェア	15	脚	8
指定管理者事務所	手提げ金庫	2	台	8
指定管理者事務所	金庫	1	台	8
指定管理者事務所	クリアケースキャビネット(A4×15段×3列)	1	台	8
指定管理者事務所	平机用CPUボックス	2	台	8
指定管理者事務所	平机	2	台	8
指定管理者事務所	ボール空気入れ	1	台	8
指定管理者事務所	ボール入れ籠	1	台	8
職員更衣室	軽量棚	2	台	8
職員更衣室	テレビ	1	台	8
清掃員控室	更衣ロッカー	3	台	8
清掃員控室	家具調コタツ	0	台	8

用途(保管場所)	品 名	数 量	単 位	購入年度
全館	くず入れ	15	個	8
全館	汚物入れ	32	個	8
全館	プリンターボックス	5	個	8
全館	パーテーションポール	10	本	8
全館	サインスタンド	5	台	8
全館	サインスタンド(オレンジ)	2	台	8
全館(3F/トレ室/ホワイエ)	ホワイトボード	3	台	8
2F玄関・1F入口	傘立て	8	台	8
玄関	自動体外式除細動器	1	台	17
控室/役員室	折りたたみテーブル(天板・脚部おりたたみ)	18	台	8
控室/役員室	折りたたみ椅子(青)	20	脚	8
控室	ホワイトボード(移動式)	3	台	18
控室	コートハンガー	4	台	8
控室	姿見	2	台	8
控室	ハンガー	40	本	8
控室2×2・更衣室12×2・プール更衣室10×2	コインロッカー	48	台	8台更新29
更衣室	ベンチ(長)	5	脚	8
更衣室	扇風機	0	台	8
電気室	寝具入れ	1	台	8
電気室	スモーキングスタンド	3	台	8
電気室	傘入れ袋スタンド	4	台	8
電気室	スツール(水色丸椅子)	20	脚	8
ホワイエ	電話台	1	台	8
ホワイエ	パンフレットスタンド	2	台	8
ホワイエ	血圧計	1	台	8
ホワイエ	ポスター掲示ボード	2	台	8
ホワイエ	テレビ	1	台	金田佛心殿寄贈
ロビー/ホワイエ	ロビーテーブル大	4	台	8
ロビー/ホワイエ	ロビーチェア	7	脚	8
ロビー/ホワイエ	ベンチ	7	脚	8
健康相談室	ベタンク(屋外用)	20	組	18
健康相談室	デジタイマ	3	台	18
健康相談室	書類保管庫	1	台	8
健康相談室	プロジェクター用三脚	2	本	8

体育館内プール系統

用途(保管場所)	品 名	数 量	単位	購入年度
プール入口	プール入退場ゲート	1	台	29
プール入口	スリッパラック	2	台	8
プール入口	簡易スロープ	1	台	16
プール入口	カウンター	1	台	8
プール	監視台	2	台	8
プール	ミニ監視台	1	台	8
プール	残留塩素測定器	2	組	8
プール	大時計	1	台	8
プール	スポーツタイマー	2	台	8
プール	ペッテンコーヘル	1	個	8
プール	ビート板棚	2	台	15
プール	ビート板	77	枚	8
プール	ヘルパー	54	個	8
プール	アームヘルパー	4	個	8
プール	ブルブイ	13	個	8
プール	プールロボット自動プール無人掃除機	1	台	8
プール	プールカバー(銀色)	1	枚	8
プール	プールカバー(水色)	6	枚	8
プール	コースロープ巻取器	2	台	8
プール	プールコースロープ	5	本	8
プール	プールフロア	40	台	8
プール	すべり台	1	台	8
プール	プール内表示サイン	10	台	8
プール	水中担架	1	台	8
プール	救命用リングブイ	1	個	8
プール	ポリッシャー	1	台	8
プール	スピーカー	4	台	8
サウナ/採暖室	掛時計3	3	台	8
採暖室	採暖室ベンチ	2	台	8
プール監視員室	PAアンプ	1	台	8
プール監視員室	ページングマイク	1	台	8
プール監視員室	ラジオカセットレコーダー	1	台	8
プール監視員室	保管庫ベース	1	台	8
プール監視員室	保管庫	1	台	8
プール倉庫	ステンレス棚	2	台	8

体育館内トレーニング室系統

用途(保管場所)	品 名	数 量	備考	購入及び リース年度
	【総合】			
トレーニング室	事務机	1台		8
トレーニング室	カウンター	1台		8
トレーニング室	テーブル	3台		8
トレーニング室	AVラック	1台		8
トレーニング室	ラック(手荷物置き)	2台		8
トレーニング室	テレビ	1台		不明
トレーニング室	専用ラック&チェア	2台		8
トレーニング室	体脂肪計 オムロン	2台		18
トレーニング室	体重計 TANITA デジタル体重計	1台		8
トレーニング室	ベンチ	4台		8
	【利用者管理】			
トレーニング室	Pam-Traning/win	1式		8
トレーニング室	サーバー NEC Express5800/120Eh	1台		8
トレーニング室	PC FMV DD2AOG1	2台		8
トレーニング室	モニター切替器 SW-V21N	1台		8
トレーニング室	無停電電源装置 NEC N8180-50	0台		8
トレーニング室	ルーター YAMAHA REMOTE ROUTER RTA52i	1台		8
トレーニング室	ハブ Centre COM FS705EL	1台		8
	【バイク】			
トレーニング室	コードレスバイクV67i	1台		R4
トレーニング室	コードレスバイクV70i	3台	H21.3リースアップ	18
トレーニング室	コードレスバイクV70	3台	リースアップ	14
トレーニング室	コードレスバイクV77i	2台		27
トレーニング室	コードレスバイクV60Ri	3台	H21.3リースアップ	18
トレーニング室	ニューステップT4r	2台		27
	【クライム】			
トレーニング室	マトリックスS3	2台		27
	【ランニングマシン】			
トレーニング室	ラボードNEXT	0台		28
	ラボードLX2100	2台		27
	ラボードLX2100	3台		25
トレーニング室	ジョーバ フィットネス施設用	2台		27

用途(保管場所)	品 名	数 量	備考	購入及び リース年度
	【ウエイトマシン】			
トレーニング室	バイセップカール Life Fitness	1	リースアップ	8
トレーニング室	ショルダープレス Life Fitness	1	リースアップ	8
トレーニング室	ラットプルダウン Life Fitness	1	リースアップ	8
トレーニング室	ペクトラルフライ Life Fitness	1	リースアップ	8
トレーニング室	シーテッド・チェストプレス Life Fitness	1	リースアップ	故障・8
トレーニング室	シーテッド・レッグプレス Life Fitness	1	リースアップ	8
トレーニング室	レッグエクステンション Life Fitness	1	リースアップ	8
トレーニング室	シーテッド・レッグカール Life Fitness	1	リースアップ	8
トレーニング室	マルチヒップ Life Fitness	1	リースアップ	故障・8
トレーニング室	シットアップ Universal	1	リースアップ	8
トレーニング室	バックエクステンション Universal	1	リースアップ	8
トレーニング室	インテグラ(コンビネーションチェストプレス&シーテッドレバーロウ)	1	リースアップ	8
トレーニング室	スミスマシン Universal	1	リースアップ	8
トレーニング室	トローローテーション Nautilus	1	リースアップ	不明
トレーニング室	【プレート IVANKO】			
トレーニング室	1.25kg	4	リースアップ	8
トレーニング室	2.5kg	4	リースアップ	8
トレーニング室	5kg	4	リースアップ	8
トレーニング室	10kg	4	リースアップ	8
トレーニング室	15kg	4	リースアップ	8
トレーニング室	20kg	2	リースアップ	8
トレーニング室	【ダンベル】			
トレーニング室	1kg	4	リースアップ	8
トレーニング室	【ダンベル IVANKO】			
トレーニング室	2kg	2	リースアップ	8
トレーニング室	3kg	2	リースアップ	8
トレーニング室	4kg	2	リースアップ	8
トレーニング室	5kg	2	リースアップ	8
トレーニング室	6kg	2	リースアップ	8
トレーニング室	7kg	2	リースアップ	8
トレーニング室	8kg	2	リースアップ	8
トレーニング室	10kg	2	リースアップ	8
トレーニング室	12kg	2	リースアップ	8
トレーニング室	14kg	2	リースアップ	8
トレーニング室	16kg	2	リースアップ	8
トレーニング室	18kg	2	リースアップ	8
トレーニング室	ダンベルラック Universal	1	リースアップ	8
トレーニング室	ダンベルラック IVANKO	1	リースアップ	8
トレーニング室	フラットベンチ Universal	1	リースアップ	8
トレーニング室	フラットベンチ Universal	1	リースアップ	8
トレーニング室	リクライニングベンチ	1	リースアップ	8
	【リラクゼーション】			
トレーニング室	ウエストイーズ	1	リースアップ	故障・8
トレーニング室	ボディソニック	1	リースアップ	故障・8
トレーニング室	ストレッチマット	14	リースアップ	8
トレーニング室	電話機	1	台	8
トレーニング室	扇風機	1	台	8
トレーニング室	掛時計	1	台	8

熊取町立町民グラウンド・テニスコート備品一覧

用途(保管場所)	品 名	数 量	単 位	購入年度
町民グラウンド管理人室	電話機(有線)FAX兼	1	台	17
町民グラウンド管理人室	内線電話機	1	台	不明
町民グラウンド管理人室	ACコードリール	1	台	8
町民グラウンド	バックネット	1	式	11
町民グラウンド	サッカーゴール	1	対	8以前
町民グラウンド	フットサルゴール	1	対	8以前
町民グラウンド	審判台	1	台	不明
町民グラウンド倉庫	【整地トラクター用】			
町民グラウンド倉庫	整地トラクター	1	台	不明
町民グラウンド倉庫	ハードレイキ	1	台	29
町民グラウンド倉庫	ブラッシング	0	台	8以前
町民グラウンド倉庫	整地用鉄網マット	1	台	8以前
町民グラウンド倉庫	ラインカー 小	8	台	8以前
町民グラウンド倉庫	ラインカー 大	2	台	8以前
町民グラウンド倉庫	ライムボックス(ライン粉入れ機)	2	台	8以前
町民グラウンド倉庫	トンボ	18	本	8以前
町民グラウンド倉庫	デッキブラシ	1	本	8以前
町民グラウンド倉庫	一輪車	3	台	8以前
町民グラウンド倉庫	スコップ	10	本	8以前
町民グラウンド倉庫	つるはし	1	本	8以前
町民グラウンド倉庫	テント	2	張	18
町民グラウンド放送室	デスク型放送設備	1	1式	8以前
町民グラウンド放送室	CDプレーヤー	1	台	不明
町民グラウンド放送室	カセットデッキ	1	台	不明
町民グラウンド放送室	内線電話機	1	台	8以前
町民グラウンド放送室	イス	6	脚	8以前
町民グラウンドテニスコート	ウォーターホグ	1	台	故障・11
町民グラウンドテニスコート	コートブラシ	7	本	8

熊取町立総合体育館室内プール無料開放業務等委託仕様書

1. 業務目的

本業務は、町立小中学校の夏季休業期間において、熊取町立総合体育館に設置している室内プールを施設運営に支障のない範囲で児童生徒等の利用に供するための必要な業務を委託するものとする。

2. 対象施設

名 称：熊取町立総合体育館

所 在 地：泉南郡熊取町久保五丁目3番1号

3. 実施期間

原則、小・中学校管理規則（昭和32年教委規則第1号）第2条第1項第2号アに定める夏季休業日とする。

4. 実施時間

午前9時から午後3時まで。

5. 対象者及び想定人数（令和8年度見込）

（1）町内小・中学生 約1,100人

（2）（1）の小学3年生以下に同伴する保護者 約200人

※（1）（2）ともに、利用料は無料とする。

※（2）の同伴できる保護者は子ども一人につき1人までとする。

※当該業務における無料対象者に係る利用料については、町が補填することとし、指定管理料に含めるものとする。

※業務委託経費の算出にあたっては、令和8年7月1日から体育館利用料金の改定を予定しているため、別紙の総合体育館等利用料金一覧を参照のうえ、必要経費を算出すること。

6. 業務内容

受託者は全業務従事者の管理、教育を徹底し、各業務に対して適切な指示を行うものとする。また、利用者の安全に十分配慮するとともに、清潔な環境で円滑な業務履行が可能な人員を確保・配置し、以下に掲げる業務を適正に遂行するものとする。

（1）プール監視業務

①プール内及びプールサイドでの事故防止のため、パトロール員を配置しパトロール監

視を行うこと。

②開放事業中は、熊取町立総合体育館の利用規則に則り注意喚起を促すこと。

5. その他

- (1) 受託者は、業務の履行に伴い事故が生じた場合には、直ちに委託者及び泉佐野警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講じること。
- (2) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の履行上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならず、かつ、目的外で使用してはならない。なお、契約終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、利用者からの要望、苦情があった場合には、誠実に対応し、迅速かつ円滑に解決を図るとともに、その状況を委託者に報告すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

熊取町立小学校水泳指導等業務委託仕様書

1. 業務目的

本業務は、熊取町立東小学校の体育科における水泳指導等を業務委託することにより、屋内水泳施設を確保し、当該校における効果的で安全な水泳指導に資することを目的とする。

2. 対象学校及び想定人数

各学年の児童数内訳（令和9年5月1日見込み）

学校名	学年	児童数 令和9年5月1日想定
熊取町立東小学校	1年	60人
	2年	71人
	3年	67人
	4年	92人
	5年	70人
	6年	90人
	合計	419人

※令和9年5月1日想定児童数には支援学級児童数は見込んでおりません。

3. 対象施設

名 称：熊取町立総合体育館

所 在 地：泉南郡熊取町久保五丁目3番1号

※児童は熊取町立東小学校から徒歩により移動するものとし、移動時間は片道約10分程度。

4. 指導実施期間

熊取町教育委員会が指定する日

（令和9年度以降の期間において、総合体育館の休館日である火曜日に実施することとし、計15日間を想定。）

※水泳指導ごとに指導日時、学年の割り振り等について協議のうえ決定する。

5. 業務内容

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）に基づき教員が実施する水泳授業を、総合

体育館室内プールにおいて受託者の指導員により実施すること。

受託者は全業務従事者の管理、教育を徹底し、各業務に対して適切な指示を行うものとする。また、児童の安全に十分配慮するとともに、清潔な環境で円滑な業務履行が可能な人員を確保・配置し、以下に掲げる業務を適正に遂行するものとする。

(1) 水泳指導の実施回数

① 1 単位時間を 45 分とし、以下のとおり実施すること。

- ・ 指定期間内に、各学年ごとに 5 回ずつ実施。

- ・ 単位時間（2 単位時間×5 回）／学年

- ※ 1 回の授業は 2 単位時間と、往復移動、着替え、休憩（1 回）を含む 120 分程度を実施時間とする。

② 移動時間等も含めた実施時間は 9 時 45 分から 15 時 30 分のうち 120 分程度を上限とし、以下の目安のとおりに実施すること。

- ・ 実施時間：120 分程度（当該校との協議のうえ決定する。）

- ・ 移動時間：片道約 10 分（当該校から総合体育館への移動は、教員が引率し徒歩にて行う。）

- ・ 着替え時間：授業前後各 10 分程度

- ・ 休憩時間：授業の間で 10 分程度

③ 年間あたり、学年単位での水泳授業指導を基本各学年 5 回×6 学年とし、指導員 1 人あたりの指導児童数は 20 人程度とする。

(2) 水泳指導等の方法

① 学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。

② 指導内容は、「学習指導要領保健体育編」の内容を基本とし、当該校の年間指導計画の学習内容を基に、当該校と受託者で協議のうえ決定すること。

③ 指導員は教員と連携し、児童一人ひとりの実態に合ったきめ細やかで効果的な指導ができる体制を組み、指導にあたること。

④ 指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努めること。万一、事故が起こった場合は、当該校と協力して事態の収拾を図ること。

⑤ プール内及びプールサイドでの事故防止のため、常時 1 名以上の監視員を配置すること。

⑥ 業務中は熊取町立総合体育館の利用規則に則り注意喚起を促すこと。

5. その他

(1) 受託者は、業務の履行に伴い事故が生じた場合には、直ちに委託者及び泉佐野警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講じること。

- (2) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の履行上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならず、かつ、目的外で使用してはならない。なお、契約終了後も同様とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度競技の上、決定するものとする。

熊取町立総合体育館吊物装置保守点検業務仕様書

1. 保守期間 4月1日～翌年3月31日
2. 設置場所 熊取町立総合体育館 メインアリーナ（ステージ上）
3. 内 容 以下点検内容のとおり

点 検 項 目	点 検 内 容
ワイヤ部	亀裂、損傷、摩耗の確認、結束部締付、レベル調整確認、ドラムへの巻付状態、ワイヤーブッシング確認、清掃
滑車部	損傷、摩耗の確認、取付ボルト締付、作動確認、清掃
電動機及び減速機部	端子ネジ部締付、取付ボルト締付、作動確認（異常音の有無）、潤滑油などの確認、清掃
Vベルト	損傷、摩耗の確認、弛みの確認、取付状態、清掃
軸 受	給油状態の確認、取付ボルト締付、作動確認（異常音の有無）、清掃
スプロケット	キー溝の緩み確認、取付ボルト締付、清掃
チェーン	損傷、繋リング割ピン確認、弛みの確認、伸びの測定、スプロケット間平行確認、清掃
巻上用ドラム	亀裂、損傷の確認、取付ボルト締付、キー溝の弛み確認、清掃
取付架台	著しい変形、腐食等の確認、取付ボルト締付確認、溶接部の確認、吊ボルト及びアンカーボルト締付確認、清掃
リミットスイッチ部	亀裂、損傷の確認、取付ボルト締付、作動確認及び作動位置の確認、清掃、ファイナルリミット動作試験
制御盤	各部品の損傷亀裂、各部品の端子締付、ハンダ付箇所の確認、表示灯の確認、サーマルの設定値、ショックモニタの設定値、内部清掃、入力電圧測定、制御盤絶縁抵抗測定、制御電圧測定

操作部	各部品損傷亀裂、各部品の端子締付、ハンダ付箇所の確認、表示灯の確認、内部清掃
負荷電流（突入）	各電動機回路の突入電流測定
絶縁抵抗	各電動機回路の絶縁抵抗測定
全負荷試験（ショックモニタ動作）	全負荷吊り下げによるショックモニタの動作試験

熊取町立総合体育館吊物装置保守点検業務該当設備

NO	設 備 名
1	プロセニウムライトバトン
2	第1プロセニウムバトン
3	サスペンションライトバトン
4	重量バトン
5	アッパーホリゾンライトバトン
6	美術バトン
7	巻取りホリゾン幕
8	シーリングライトバトン
9	ステージスピーカー用バトン
10	第2プロセニウムバトン